

# 令和7年度第4回運営委員会 次第

令和8年3月25日（水）午前10時30分～  
農水産業協同組合貯金保険機構（対面・リモート開催）

## 1 開 会

## 2 議 事

### （1）議 案

- ① 令和8事業年度農水産業協同組合貯金保険機構予算（案）
- ② 株式会社整理回収機構との回収業務に関する協定の締結について
- ③ 系統債権管理回収機構株式会社との回収業務に関する協定の締結について

### （2）報告事項

- ① 農水産業協同組合貯金保険機構中期業務目標（令和8～10年度）（案）
- ② 令和8年度農水産業協同組合貯金保険機構業務運営方針（案）
- ③ 責任準備金の積立状況等
- ④ 令和7年度 基本方針の進捗報告
  - ア. 事前準備
  - イ. 貯金者データ整備

⑤ 令和8年度 事前準備の基本方針

⑥ 令和8年度 貯金者データ整備の基本方針

3 閉 会

## 令和7年度第4回運営委員会 資料一覧

議案1 令和8事業年度農水産業協同組合貯金保険機構予算(案)の概要

令和8事業年度農水産業協同組合貯金保険機構予算(案)

議案2 株式会社整理回収機構との回収業務に関する協定の締結について

議案3 系統債権管理回収機構株式会社との回収業務に関する協定の締結について

報告事項1 農水産業協同組合貯金保険機構中期業務目標(令和8~10年度)(案)組織再編

【参考】貯金保険機構中期業務目標(令和4~7年度)における取組実績・今後の課題等

報告事項2 令和8年度農水産業協同組合貯金保険機構業務運営方針(案)

【参考】貯金保険機構令和7年度業務運営方針の実績評価

報告事項3 責任準備金の積立状況等

報告事項4 令和7年度 基本方針の進捗報告  
ア. 事前準備

## イ. 貯金者データ整備

報告事項5 令和8年度 事前準備の基本方針

報告事項6 令和8年度 貯金者データ整備の基本方針

(参考資料)

- 1 運営委員会名簿
- 2 農水産業協同組合貯金保険機構運営委員会議事規則
- 3 農水産業協同組合貯金保険法（抜粋）

## 令和 8 事業年度農水産業協同組合貯金保険機構予算(案)の概要

(単位：百万円、( ) 内は 7 年度予算、[ ] は前年度比)

### 1. 一般勘定

(1) 収入 5,954(5,985) [△31]

(ア) 保険料収入 4,598(4,645) [△47]

保険対象貯金の年間平残見込み額（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月）に、令和 8 年度の保険料率を乗じた金額を計上。

(イ) 資産運用収入 1,355(1,339) [16]

資産運用資産の年間平残見込み額の増加及び市中金利の上昇見込みに伴い、資産運用収入は増加の見込み。

なお、未収利息、償却原価を反映した損益ベースの資産運用収入は、1,331百万円。

(2) 支出 5,451 (5,528) [△76]

(ア) 資金援助事業費等 4,598 (4,645) [△47]

どの程度の組合破綻が生じるかを合理的に推計することは困難なことから、  
保険料収入相当額を資金援助事業費等に計上。

(イ) 一般管理費 827 (844) [△17]

a 人件費 246 (227) [19]

令和7年人事院勧告並みの昇給 (+3.3%) を見込む

b 事務諸費 260 (193) [67]

PMO (ポートフォリオマネジメントオフィス) 支援業務委託等による増額。

c 調査業務費 321 (424) [△103]

システム基盤のクラウド化が終了したこと等による減額。

## 2. 危機対応勘定

(1) 収入	0.3(0.3)	[0]
借入金収入	0.3(0.3)	[0]
(2) 支出	0.3(0.3)	[0]
(ア) 一般管理費	0.1(0.1)	[0]
(イ) 特別監視指定に係る農林中央金庫貸付金		
	0.1(0.1)	[0]
(ウ) 特別監視指定に係る農林中央金庫優先出資		
	0.1(0.1)	[0]

## 3. 東日本大震災事業者再生支援勘定

(1) 収入	0.1(0.1)	[0]
事業外収入	0.1(0.1)	[0]
(2) 支出	0.1(0.1)	[0]
一般管理費	0.1(0.1)	[0]



## 議案 2・3 回収業務に関する協定の締結について

### 回収業務に関する協定（案）

債権回収会社 2 社（(株)整理回収機構・系統債権管理回収機構(株)）と回収業務に関する協定を別添のとおり締結する。

貯金保険機構施行規則の規定に合わせ、回収業務に関する協定を再締結する。

## 概要

- 貯金保険機構は、債権回収会社と協定を締結し、資産の買取り・回収等を委託できる。
- 今般、協定の規定について、貯金保険法施行規則の規定との整合を図ることとしたもの。

### 【現行協定】

(株)整理回収機構 平成17年2月14日付け締結

系統債権管理回収機構(株) 平成17年2月3日付け締結

- なお、協定に基づく回収業務の委託内容に実質的な変更はない。

## 締結日

主務大臣による認可後、速やかに新協定を締結

## 回収業務に関する協定

農水産業協同組合貯金保険機構（以下「甲」という。）と株式会社整理回収機構（以下「乙」という。）は、農水産業協同組合貯金保険法（昭和 48 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 74 条に規定する回収業務（以下「回収業務」という。）に関し、同条に規定する協定を下記のとおり締結する。

第 1 条 乙は、甲から法第 77 条第 1 項の規定による経営困難農水産業協同組合の資産の買取りの委託の申出を受けた場合において、甲との間でその申出に係る委託の契約を締結したときは、当該委託に係る資産を甲に代わって買い取り、その買い取った資産に係る回収業務を行うものとする。

第 2 条 乙は、毎事業年度、次項及び第 3 項に掲げる金額の当該事業年度の合計額から、第 4 項に掲げる金額の当該事業年度の合計額を控除してなお残額があるときは、当該残額に相当する金額を、当該事業年度の終了後 3 月以内に甲に納付するものとする。

2 乙が本協定の定めにより経営困難農水産業協同組合又は法第 61 条第 2 項に規定する合併等を行った農水産業協同組合から買い取った資産（以下「買取資産」という。）のそれぞれにつきその取得価額を上回る金額で回収を行ったことその他の次の各号に定める事由により利益が生じたときは、当該利益の金額としてそれぞれ当該各号に定める金額

一 買取資産である金銭債権（以下「買取金銭債権」という。）について弁済を受けた金額（当該弁済が代物弁済によるものである場合には、当該代物弁済により譲り受けた資産の処分等により得られた金額をいい、当該代物弁済により土地又は建物（以下「土地等」という。）の取得をし、当該取得をした土地等を譲渡した場合において、当該土地等について乙が支出した金額のうち、その支出により当該土地等の取得の時に当該土地等につき通常管理又は修理をするものとした場合に予想されるその支出の時に当該土地等の価額を増加させる部分の額に対応する金額（以下「資本的支出の額」という。）があるときは、当該資本的支出の額を控除した残額をいう。以下同じ。）が当該買取金銭債権の取得価額（資産の買取りの対価の額をいう。以下この条において同じ。）を上回ったこと。当該弁済を受けた金額と当該買取金銭債権の取得価額との差額に相当する金額

二 買取資産である土地等（以下「買取土地等」という。）の譲渡の対価として支払を受けた金額（当該買取土地等について乙が支出した金額のうち資本的支出の額があるときは、当該資本的支出の額を控除した残額。以下この号及び第 4 項第 3 号において同じ。）が当該買取土地等の取得価額（回収業務の用に供する買取資産である建物にあっては、第 8 条第 1 項の規定により資産買取業務委託費と

して支払を受けた当該建物の償却費の累積額を控除した額。以下この号及び第4項第3号において同じ。)を上回ったこと。当該支払を受けた金額と当該買取土地等の取得価額との差額に相当する金額

三 買取土地等以外の買取資産の譲渡の対価として支払を受けた金額が当該買取土地等以外の買取資産の取得価額(回収業務の用に供する買取土地等以外の買取資産にあつては、第8条第1項の規定により資産買取業務委託費として支払を受けた当該買取土地等以外の買取資産の償却費の累積額を控除した額。第4項第4号において同じ。)を上回ったこと。当該支払を受けた金額と当該買取土地等以外の買取資産の取得価額との差額に相当する金額

四 買取資産である有価証券(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項に規定する有価証券をいう。)、金銭信託の受益権並びに消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第9条第1項第1号から第3号まで及び同条第2項に規定するもの(以下「買取有価証券等」という。))についてその償還金、払戻金又は残余財産の分配金として支払を受けた金額が当該買取有価証券等の取得価額を上回ったこと。当該支払を受けた金額と当該買取有価証券等の取得価額との差額に相当する金額

五 買取金銭債権に係る貸倒引当金からの戻入れを行ったこと。当該戻入れを行った貸倒引当金の額に相当する金額

3 買取資産のそれぞれにつき次項第1号又は第2号に掲げる事由に該当して損失の生じた買取金銭債権につき、当該損失の生じた事業年度の翌事業年度以後弁済を受けたことにより当該損失が減少をしたときは、当該弁済を受けた金額に相当する金額

4 買取資産のそれぞれにつきその取得価額を下回る金額で回収を行ったことその他の次の各号に掲げる事由により損失が生じたときは、当該損失の金額としてそれぞれ当該各号に定める金額

一 買取金銭債権について弁済を受けた金額が当該買取金銭債権の取得価額を下回ったこと(当該買取金銭債権に係る債務者の財産の状況、支払能力等からみて当該弁済以外の弁済を受けることができないことが明らかである場合又は当該買取金銭債権に係る債務の全部が履行されている場合に限る。)。当該買取金銭債権の取得価額と当該弁済を受けた金額との差額に相当する金額

二 買取金銭債権に係る債務者の財産の状況、支払能力等からみて当該買取金銭債権の全額について弁済を受けることができないことが明らかとなったこと。当該買取金銭債権の取得価額に相当する金額

三 買取土地等の譲渡の対価として支払を受けた金額が当該買取土地等の取得価額を下回ったこと。当該買取土地等の取得価額と当該支払を受けた金額との差額に相当する金額

四 買取土地等以外の買取資産の譲渡の対価として支払を受けた金額が当該買取土地等以外の買取資産の取得価額を下回ったこと。当該買取土地等以外の買取

資産の取得価額と当該支払を受けた金額との差額に相当する金額

五 買取有価証券等についてその償還金、払戻金又は残余財産の分配金として支払を受けた金額が当該買取有価証券等の取得価額を下回ったこと。当該買取有価証券等の取得価額と当該支払を受けた金額との差額に相当する金額

六 買取金銭債権に係る貸倒引当金への繰入れを行ったこと。当該繰入れを行った貸倒引当金の額に相当する金額

第3条 乙は、第1条の規定による資産の買取りを行ったときは、速やかに、当該資産の買取りに係る回収業務の実施計画及び資金計画を作成し、甲の承認を受けるものとする。

第4条 乙は、前条の実施計画又は資金計画を変更しようとするときは、あらかじめ、甲の承認を受けるものとする。

第5条 乙は、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第21条の規定により事業報告書を法務大臣に提出しようとするときは、併せて、これを甲に提出するものとする。

第6条 乙は、本協定の定めによる回収業務の実施に支障が生じたときは、甲の指導・助言を受けるため、速やかに甲に報告するものとする。

2 甲は、乙による回収業務の実施に必要な指導・助言を行うものとする。

第7条 甲は、第1条に規定する委託の申出をするときは、委員会（法第14条に規定する委員会をいう。以下同じ。）の議決を経て、法第77条第1項各号の決定に係る資産の買取りの価格、第9条に規定する損失の補填その他当該委託に関する条件を定め、これを乙に対して提示するものとする。

第8条 甲は、事業年度の半期ごとの当初に、当該半期に回収業務を行うために必要な費用（回収業務の用に供する資産の償却費の額を含むものとし、買取土地等及び買取金銭債権に係る資本的支出の額を除く。以下同じ。）に充てるため、乙に対し、資産買取業務委託費を概算払するものとする。

2 前項のほか、乙が事業年度の半期途中で新たに買取資産を取得する場合その他甲が必要と認める場合は、当該半期途中で、甲、乙協議の上、甲は、乙に対し、資産買取業務委託費を追加して概算払することができるものとする。

3 乙は、事業年度の半期ごとに、第1号及び第2号に掲げる金額の当該半期の合計額から第3号に掲げる金額の当該半期の合計額を控除してなお残額があるときは、当該残額に相当する金額を、当該半期の終了後3月以内に甲に納付するものとする。

一 前2項の規定により甲が乙に対して支払った資産買取業務委託費の額

二 買取債権等から生じた果実等に相当する金額

三 乙が回収業務を行うための費用として使用した金額

4 甲は、乙の事業年度の各半期において、前項第3号に掲げる金額の当該半期の合計額から同項第1号及び第2号に掲げる金額の当該半期の合計額を控除してなお残額があるときは、乙に対し、当該半期の終了後3月以内に、当該残額に相当する金額を交付するものとする。

第9条 甲は、毎事業年度、乙の各事業年度において、第2条第4項に掲げる金額の当該事業年度の合計額から同条第2項及び第3項に掲げる金額の当該事業年度の合計額を控除してなお残額があるときは、乙に対し当該残額に相当する額の損失の補填を行うものとする。

第10条 甲は、本協定の定めによる資産の買取りのために必要とする資金その他の本協定の定めによる回収業務の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は乙によるその資金の借入れに係る債務の保証申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、当該貸付け又は債務の保証を行うものとする。

第11条 乙は、第1条の規定による資産の買取りに関する契約又は前条に規定する債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結をしようとするときは、あらかじめ、当該締結をしようとする契約の内容について甲の承認を受けるものとする。

第12条 甲は、乙が本協定の定めによる回収業務の円滑な実施のために必要とする資金の融通のあっせんに努めるものとする。

第13条 甲は、法第74条に規定する業務を行うため必要があるときは、乙に対し、本協定の実施又は財務の状況に関し報告を求めることができる。

第14条 第1条から前条までに規定する事項の実施に関して、必要がある場合は、甲、乙協議の上、細則を定めるものとする。

第15条 甲、乙いずれかに生じた理由により本協定の実施に不都合が生じた場合は、甲、乙協議の上、本協定を解除又は変更することができる。

第16条 本協定書の作成その他本協定の締結のために必要な費用は、全て乙の負担とする。

第17条 本協定の効力は、法令（法、農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和48年政令第201号）及び農水産業協同組合貯金保険法施行規則（昭和48年大蔵省令・農林省令第1号）をいう。以下同じ。）に従うものとする。

2 本協定の規定のうち法令に従い規定されているものの内容は、当該法令の定めるところによるものとする。

3 法令の定めのない事項を本協定の内容として定める場合及び当該事項について変更する場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

第18条 本協定は、令和 年 月 日から効力を生ずるものとし、これにより平成17年2月14日付け回収業務に関する協定（以下「旧協定」という。）は、その効力を失うものとする。

2 旧協定第1条の規定に基づく委託の契約及び回収業務は、本協定の効力発生日（以下「効力発生日」という。）以後、全て第1条の規定に基づく委託の契約及び回収業務とみなす。

3 旧協定に基づく買取資産は、本協定の効力発生日以後においては、本協定に基づく買取資産とみなす。

本協定書は2通作成し、甲及び乙が各1通保有するものとする。

令和 年 月 日

東京都千代田区丸の内3丁目3番1号  
甲 農水産業協同組合貯金保険機構  
理 事 長 庄司 裕宇

東京都千代田区丸の内3丁目4番2号  
乙 株式会社整理回収機構  
代表取締役 本田 守弘

## 回収業務に関する協定

農水産業協同組合貯金保険機構（以下「甲」という。）と系統債権管理回収機構株式会社（以下「乙」という。）は、農水産業協同組合貯金保険法（昭和 48 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 74 条に規定する回収業務（以下「回収業務」という。）に関し、同条に規定する協定を下記のとおり締結する。

第 1 条 乙は、甲から法第 77 条第 1 項の規定による経営困難農水産業協同組合の資産の買取りの委託の申出を受けた場合において、甲との間でその申出に係る委託の契約を締結したときは、当該委託に係る資産を甲に代わって買い取り、その買い取った資産に係る回収業務を行うものとする。

第 2 条 乙は、毎事業年度、次項及び第 3 項に掲げる金額の当該事業年度の合計額から、第 4 項に掲げる金額の当該事業年度の合計額を控除してなお残額があるときは、当該残額に相当する金額を、当該事業年度の終了後 3 月以内に甲に納付するものとする。

2 乙が本協定の定めにより経営困難農水産業協同組合又は法第 61 条第 2 項に規定する合併等を行った農水産業協同組合から買い取った資産（以下「買取資産」という。）のそれぞれにつきその取得価額を上回る金額で回収を行ったことその他の次の各号に定める事由により利益が生じたときは、当該利益の金額としてそれぞれ当該各号に定める金額

一 買取資産である金銭債権（以下「買取金銭債権」という。）について弁済を受けた金額（当該弁済が代物弁済によるものである場合には、当該代物弁済により譲り受けた資産の処分等により得られた金額をいい、当該代物弁済により土地又は建物（以下「土地等」という。）の取得をし、当該取得をした土地等を譲渡した場合において、当該土地等について乙が支出した金額のうち、その支出により当該土地等の取得の時に当該土地等につき通常管理又は修理をするものとした場合に予想されるその支出の時に当該土地等の価額を増加させる部分の額に対応する金額（以下「資本的支出の額」という。）があるときは、当該資本的支出の額を控除した残額をいう。以下同じ。）が当該買取金銭債権の取得価額（資産の買取りの対価の額をいう。以下この条において同じ。）を上回ったこと。当該弁済を受けた金額と当該買取金銭債権の取得価額との差額に相当する金額

二 買取資産である土地等（以下「買取土地等」という。）の譲渡の対価として支払を受けた金額（当該買取土地等について乙が支出した金額のうち資本的支出の額があるときは、当該資本的支出の額を控除した残額。以下この号及び第 4 項第 3 号において同じ。）が当該買取土地等の取得価額（回収業務の用に供する買取資産である建物にあっては、第 8 条第 1 項の規定により資産買取業務委託費と

して支払を受けた当該建物の償却費の累積額を控除した額。以下この号及び第4項第3号において同じ。)を上回ったこと。当該支払を受けた金額と当該買取土地等の取得価額との差額に相当する金額

三 買取土地等以外の買取資産の譲渡の対価として支払を受けた金額が当該買取土地等以外の買取資産の取得価額(回収業務の用に供する買取土地等以外の買取資産にあつては、第8条第1項の規定により資産買取業務委託費として支払を受けた当該買取土地等以外の買取資産の償却費の累積額を控除した額。第4項第4号において同じ。)を上回ったこと。当該支払を受けた金額と当該買取土地等以外の買取資産の取得価額との差額に相当する金額

四 買取資産である有価証券(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項に規定する有価証券をいう。)、金銭信託の受益権並びに消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第9条第1項第1号から第3号まで及び同条第2項に規定するもの(以下「買取有価証券等」という。))についてその償還金、払戻金又は残余財産の分配金として支払を受けた金額が当該買取有価証券等の取得価額を上回ったこと。当該支払を受けた金額と当該買取有価証券等の取得価額との差額に相当する金額

五 買取金銭債権に係る貸倒引当金からの戻入れを行ったこと。当該戻入れを行った貸倒引当金の額に相当する金額

3 買取資産のそれぞれにつき次項第1号又は第2号に掲げる事由に該当して損失の生じた買取金銭債権につき、当該損失の生じた事業年度の翌事業年度以後弁済を受けたことにより当該損失が減少をしたときは、当該弁済を受けた金額に相当する金額

4 買取資産のそれぞれにつきその取得価額を下回る金額で回収を行ったことその他の次の各号に掲げる事由により損失が生じたときは、当該損失の金額としてそれぞれ当該各号に定める金額

一 買取金銭債権について弁済を受けた金額が当該買取金銭債権の取得価額を下回ったこと(当該買取金銭債権に係る債務者の財産の状況、支払能力等からみて当該弁済以外の弁済を受けることができないことが明らかである場合又は当該買取金銭債権に係る債務の全部が履行されている場合に限る。)。当該買取金銭債権の取得価額と当該弁済を受けた金額との差額に相当する金額

二 買取金銭債権に係る債務者の財産の状況、支払能力等からみて当該買取金銭債権の全額について弁済を受けることができないことが明らかとなったこと。当該買取金銭債権の取得価額に相当する金額

三 買取土地等の譲渡の対価として支払を受けた金額が当該買取土地等の取得価額を下回ったこと。当該買取土地等の取得価額と当該支払を受けた金額との差額に相当する金額

四 買取土地等以外の買取資産の譲渡の対価として支払を受けた金額が当該買取土地等以外の買取資産の取得価額を下回ったこと。当該買取土地等以外の買取

資産の取得価額と当該支払を受けた金額との差額に相当する金額

五 買取有価証券等についてその償還金、払戻金又は残余財産の分配金として支払を受けた金額が当該買取有価証券等の取得価額を下回ったこと。当該買取有価証券等の取得価額と当該支払を受けた金額との差額に相当する金額

六 買取金銭債権に係る貸倒引当金への繰入れを行ったこと。当該繰入れを行った貸倒引当金の額に相当する金額

第3条 乙は、第1条の規定による資産の買取りを行ったときは、速やかに、当該資産の買取りに係る回収業務の実施計画及び資金計画を作成し、甲の承認を受けるものとする。

第4条 乙は、前条の実施計画又は資金計画を変更しようとするときは、あらかじめ、甲の承認を受けるものとする。

第5条 乙は、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第21条の規定により事業報告書を法務大臣に提出しようとするときは、併せて、これを甲に提出するものとする。

第6条 乙は、本協定の定めによる回収業務の実施に支障が生じたときは、甲の指導・助言を受けるため、速やかに甲に報告するものとする。

2 甲は、乙による回収業務の実施に必要な指導・助言を行うものとする。

第7条 甲は、第1条に規定する委託の申出をするときは、委員会（法第14条に規定する委員会をいう。以下同じ。）の議決を経て、法第77条第1項各号の決定に係る資産の買取りの価格、第9条に規定する損失の補填その他当該委託に関する条件を定め、これを乙に対して提示するものとする。

第8条 甲は、事業年度の半期ごとの当初に、当該半期に回収業務を行うために必要な費用（回収業務の用に供する資産の償却費の額を含むものとし、買取土地等及び買取金銭債権に係る資本的支出の額を除く。以下同じ。）に充てるため、乙に対し、資産買取業務委託費を概算払するものとする。

2 前項のほか、乙が事業年度の半期途中で新たに買取資産を取得する場合その他甲が必要と認める場合は、当該半期途中で、甲、乙協議の上、甲は、乙に対し、資産買取業務委託費を追加して概算払することができるものとする。

3 乙は、事業年度の半期ごとに、第1号及び第2号に掲げる金額の当該半期の合計額から第3号に掲げる金額の当該半期の合計額を控除してなお残額があるときは、当該残額に相当する金額を、当該半期の終了後3月以内に甲に納付するものとする。

一 前2項の規定により甲が乙に対して支払った資産買取業務委託費の額

- 二 買取債権等から生じた果実等に相当する金額
- 三 乙が回収業務を行うための費用として使用した金額

4 甲は、乙の事業年度の各半期において、前項第3号に掲げる金額の当該半期の合計額から同項第1号及び第2号に掲げる金額の当該半期の合計額を控除してなお残額があるときは、乙に対し、当該半期の終了後3月以内に、当該残額に相当する金額を交付するものとする。

第9条 甲は、毎事業年度、乙の各事業年度において、第2条第4項に掲げる金額の当該事業年度の合計額から同条第2項及び第3項に掲げる金額の当該事業年度の合計額を控除してなお残額があるときは、乙に対し当該残額に相当する額の損失の補填を行うものとする。

第10条 甲は、本協定の定めによる資産の買取りのために必要とする資金その他の本協定の定めによる回収業務の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は乙によるその資金の借入れに係る債務の保証申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、当該貸付け又は債務の保証を行うものとする。

第11条 乙は、第1条の規定による資産の買取りに関する契約又は前条に規定する債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結をしようとするときは、あらかじめ、当該締結をしようとする契約の内容について甲の承認を受けるものとする。

第12条 甲は、乙が本協定の定めによる回収業務の円滑な実施のために必要とする資金の融通のあっせんに努めるものとする。

第13条 甲は、法第74条に規定する業務を行うため必要があるときは、乙に対し、本協定の実施又は財務の状況に関し報告を求めることができる。

第14条 第1条から前条までに規定する事項の実施に関して、必要がある場合は、甲、乙協議の上、細則を定めるものとする。

第15条 甲、乙いずれかに生じた理由により本協定の実施に不都合が生じた場合は、甲、乙協議の上、本協定を解除又は変更することができる。

第16条 本協定書の作成その他本協定の締結のために必要な費用は、全て乙の負担とする。

第17条 本協定の効力は、法令（法、農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和48年政令第201号）及び農水産業協同組合貯金保険法施行規則（昭和48年大蔵省令・農林省令第1号）をいう。以下同じ。）に従うものとする。

2 本協定の規定のうち法令に従い規定されているものの内容は、当該法令の定めるところによるものとする。

3 法令の定めのない事項を本協定の内容として定める場合及び当該事項について変更する場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

第18条 本協定は、令和 年 月 日から効力を生ずるものとし、これにより平成17年2月3日付け回収業務に関する協定（以下「旧協定」という。）は、その効力を失うものとする。

2 旧協定第1条の規定に基づく委託の契約及び回収業務は、本協定の効力発生日（以下「効力発生日」という。）以後、全て第1条の規定に基づく委託の契約及び回収業務とみなす。

3 旧協定に基づく買取資産は、本協定の効力発生日以後においては、本協定に基づく買取資産とみなす。

本協定書は2通作成し、甲及び乙が各1通保有するものとする。

令和 年 月 日

東京都千代田区丸の内3丁目3番1号  
甲 農水産業協同組合貯金保険機構  
理 事 長 庄司 裕宇

東京都豊島区東池袋3丁目23番14号  
乙 系統債権管理回収機構株式会社  
代表取締役社長 田口 琢也

# 報告事項①

## 農水産業協同組合貯金保険機構中期業務目標(案)

(令和8～10年度)

制定 令和8年 月 日 8貯第 号

### 1. 貯金保険機構の使命

- (1) 農水産業協同組合貯金保険法(以下「貯金保険法」という。)は、農水産業協同組合(以下「組合」という。)の貯金者等の保護及び経営困難組合に係る資金決済の確保を図るため、組合が貯金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と貯金等債権の買取りを行うほか、経営困難組合に係る合併等に対する適切な資金援助、管理人による管理及び金融危機に対応するための措置並びに農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置等の制度を確立し、もって信用秩序の維持に資することを目的としている。
- (2) 農水産業協同組合貯金保険機構(以下「貯金保険機構」という。)は、貯金保険法に基づき昭和48年9月に設立された認可法人であり、同法の目的を達成するため、その適切な運用を行うこと等がその使命とされている。
- (3) また、貯金保険機構は、当分の間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(以下「事業者再生支援機構法」という。)に基づき、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(以下「事業者再生支援機構」という。)への出資等の措置を講ずることとされている。

### 2. 貯金保険機構を取り巻く環境と当面の課題等

- (1) 我が国を取り巻く環境は、依然として不安定な国際情勢の下、国内においては、農山漁村を中心とする人口減少のほか、自然災害や気候変動等に伴う影響が深刻化しており、農水産業においても、高齢者のリタイアにより担い手が急減するなど、大きく変化してきている。
- (2) 金融機関経営においては、経済活動のクロスボーダー化や金融サービスのデジタル化に伴い、金融活動の高度化や金融商品の多様化が急速に進展しており、我が国は、大規模金融緩和の枠組みの見直しに伴い、「金利ある世界」へ回帰した。
- (3) 他方、地方を中心とする人口減少の中で、国内金融機関は、預貯金の獲得などの面における競争が激化しており、DX(デジタルトランスフォーメーション)

やAIの活用による顧客の利便性向上や業務の効率化が求められる一方で、専門人材の確保・育成やリスク管理といった新たな課題も出現している。

- (4) このような状況の下、我が国金融システムは、引き続きその安定は維持されているものの、様々な状況の変化を踏まえ、貯金保険機構は、金融環境の動向や組合経営における影響などを注視するとともに、破綻処理の更なる迅速化にも取り組む必要がある。
- (5) 貯金保険機構は、定員18名の小規模な組織であり、破綻処理を実際に経験した職員が定年を迎えつつある中で、引き続きその使命を全うしていくためには、
- ① 破綻処理即応力を高める各種取組の実践や態勢の強化
  - ② 専門性の高い人材の確保・育成とノウハウ継承
  - ③ 貯金保険機構の業務に関する各種システムの拡充・強化やAIの活用などを通じた効率的な業務運営の推進
  - ④ 行政や系統団体など関係機関との緊密な連携などが極めて重要な課題となっている。

### 3. 中期業務目標

貯金保険機構は、2の課題等を踏まえた中期的な業務指針として、令和8～10年度において達成すべき具体的な目標を以下のとおり定める。

#### (1) 事前準備の態勢強化

##### ① タイムラインマニュアルの再構築

貯金保険制度における破綻処理(保険金支払方式、資金援助方式、金融危機対応、秩序ある処理)に関する即応力を強化するため、タイムラインマニュアルを完成させる。

##### ② 管理人業務の手引きの拡充

運用や手続の詳細と解説を記載した管理人業務の手引きについて、信用事業以外の事業を兼営する農協・漁協の実態を踏まえ、経済事業などへの対応を拡充する。

##### ③ 情報収集・分析の強化

「金利ある世界」への回帰により、これまでと異なる環境に置かれることとなる組合の経営状況を把握するため、情報収集及び財務分析のための態勢を強化する。

##### ④ 貯金者データ整備の水準向上

組合における貯金者データ整備の水準を、他業態と比較して遜色ないものとする。

## (2) 人材の確保・育成

### ① 人材の安定的な確保

職員の世代交代に的確に対応するため、採用手段の多様化や職場環境の整備などを通じ、破綻処理に有用な専門的知識を有する人材の安定的な確保を図る。

### ② 研修・訓練を通じた人材の育成とノウハウ継承

破綻処理時における管理人団に対する差配や貯金者に対する説明などへの的確な対応を可能とするため、タイムラインマニュアルや手引きなどに基づく破綻処理の研修や訓練を体系的に実施し、職員の育成とともにノウハウの継承を図る。

## (3) 業務運営の効率化等

### ① システムの拡充・強化

破綻処理に関する基幹システムについては、事務処理の効率化を図るため、保険金支払実務における個人番号の活用など、その機能の拡充・強化を図る。

### ② 新技術の活用

限られた人的リソースで最大限の成果を実現するため、AI等の新しい技術を活用して、業務運営の効率化に取り組む。

### ③ 情報セキュリティの強化

個人情報その他の機密情報の適切な取扱いに万全を期すため、情報セキュリティや個人情報保護の強化に取り組む。

## (4) 関係機関との連携強化

破綻処理や貯金者データ整備など貯金保険制度の円滑な運営には、行政や系統団体など関係機関との緊密な連携が不可欠であることから、より一層の強化を図る。

## (5) 東日本大震災に関する特例業務への対応

事業者再生支援機構法に基づく貯金保険機構の特例業務については、支援先の多くが返済期限を迎える状況を踏まえ、適切に対応する。

## (6) 調査・研究等

### ① 調査・研究及び国際協力の推進

預貯金保険や会計に係る内外の動向を注視し、必要な調査・研究を行うとともに、業務に関する国際協力を努める。

② 責任準備金の管理

貯金保険機構の財務的基盤である責任準備金については、積立目標の達成に向けて着実な積立てを図るとともに、流動性に十分配慮した運用を行う。

③ 情報発信の充実

貯金者や組合など、利用者の利便性を最優先に情報発信の充実を図る。

④ 執務参考資料の保存

過去の破綻処理に関するノウハウを風化させないため、資料のアーカイブ化を完了する。

4. 各年度における業務運営方針

貯金保険機構は、3の目標を踏まえ、毎年度の業務運営方針を策定するものとする。

5. 業務運営の理念

貯金保険機構の役職員は、以下の理念に則して業務に携わる。

- ① 貯金者の皆様に安心をお届けするとともに、組合にも、信用秩序の維持を図るための役割を十全に果たしていると評価される業務運営を徹底すること。
- ② 時代や情勢に適合するよう不断に業務運営を見直していくこと。
- ③ これまで蓄えた知識と培った経験を次世代に継承していくこと。
- ④ 絶え間ない自己研鑽により、限られた人的リソースで最大限の成果の実現を目指すこと。

## 貯金保険機構中期業務目標(令和4～7年度)における取組実績・今後の課題等

貯金保険機構

項目	令和4～7年度に講じた措置とその実績	今後の課題等
<p>① 責任準備金目標額の確実な達成に努めるとともに、責任準備金の積立目標額及び保険料率の妥当性について、系統信用事業を取り巻く環境や金融経済情勢の変化等を踏まえ、必要な検討を行う。</p>	<p>・貯金保険制度を今後とも長期的かつ安定的に維持する観点から、令和6年度に責任準備金目標の改定を有識者を交え検討し、取りまとめ(令和7年3月)を行った。          ・これにより令和7年度から、責任準備金積立目標を金額設定方式から、欧米諸国や我が国の預金保険制度で導入されている推定付保貯金額に応じた比率設定方式に移行した。          推定付保貯金額の0.7%を新たな積立目標として、これを10年程度で達成するため、実効料率を0.004%とし、将来にわたる財務基盤の確立を図った。</p>	<p>・継続して貯金残高及び推定付保貯金額の動向を注視する必要がある。</p>
<p>② より適切な破綻処理スキームを確立するとともに、系統機関との連携を重視した破綻処理態勢の整備・強化に努める。貯金保険法の改正に伴い導入された金融システムの安定を図るための農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の業務の実施に係る実務面の検討や態勢整備に取り組む。</p>	<p>・①保険金支払方式、②資金援助方式、③金融危機対応、④秩序ある処理の4方式について、「誰が」「いつ」「何を行うか」を整理したタイムラインマニュアルの整備に取り組んだ。          また、「資金援助方式」のタイムラインマニュアルは、制度班で演習を実施し、課題を修正したものを初版として機構内で配布し、これを活用した機構内部の破綻処理研修・訓練を開始し、破綻処理態勢の強化に務めた。          ・系統職員を対象とした「管理人制度実務研修会」を毎年開催し、特に令和7年度には新たに試みとして過去の破綻処理実務経験者による講演も行うことにより、連携の強化を図った。</p>	<p>・破綻処理に関する4方式のタイムラインマニュアルを完成させる。          ・先行する「資金援助方式」のタイムラインマニュアルについて、残された課題の解消などを通じ、継続的な更新に務める必要がある。          ・手引、様式、解説等は、早期に整理を完了し、継続して更新をしていく必要がある。          特に手引については、総合事業体である農漁協の経営実態に鑑み、経済事業などへの対応について議論を深める必要がある。          ・破綻処理の事前準備に万全を期すため、情報の収集・分析態勢を強化し、組合等の経営状況の動向を注視していく必要がある。          ・今後も行政や系統機関に対し、連携の強化を働きかけていく必要がある。</p>

項目	令和4～7年度に講じた措置とその実績	今後の課題等
<p>③ 迅速かつ的確な破綻処理に資するため、経済安全保障推進法*1、マイナンバー法*2等への対応を含めた基幹システムの充実・強化を図るとともに、デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展を踏まえつつ、情報セキュリティの強化に努める。</p> <p>*1経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律 *2行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p>	<p>・基幹システムの環境変更や維持管理に関し、経済安全保障推進法に基づく国の事前審査に的確に対応した。</p> <p>・また、マイナンバー法改正に合わせ、想定されるマイナンバーを活用した保険金支払等の業務フローとシステム対応の検討を行い、基幹システムの充実・強化に務めた。</p> <p>・政府統一基準に準拠すべく規程を改正し、情報セキュリティに関する遵守事項を政府機関と同等レベルにした。</p> <p>また、令和7年度から最高情報セキュリティアドバイザーを設置し、情報セキュリティに関する各種規程の改正内容の妥当性検証や研修の実施により、セキュリティの高度化を図ることができた。</p>	<p>・今後も継続して国の事前審査に的確に対応するとともに、マイナンバーを活用した保険金支払等の業務フローを実現するため、今後速やかにシステムの要件定義を決定し、計画的にシステム設計やプログラム開発を行い、基幹システムの円滑な運営や破綻処理の迅速化等に向けた取組を進める必要がある。</p> <p>・今後も継続して情報セキュリティの高度化や個人情報の保護を強化し、破綻処理をはじめとした当機構の各種業務を的確に遂行していく必要がある。</p>
<p>④ 貯金等に関するデータ整備を促進するため、系統機関や行政庁との連携強化、立入検査の充実・強化を図るとともに、貯金者データ整備説明会の実施や、組合における手順書等の整備を促進する。</p>	<p>・令和4年度から令和6年度においては、未整備率が0.5%未満の整備優良組合を対象として、名寄せ検証事業を実施し、整備内容の検証・分析を通じて、更なる整備率の向上に務めた。</p> <p>・令和7年度からは、他業態と遜色ない整備水準を目指し、向こう3年間(令和9年度末まで)を新たに「重点取組期間」と位置付け、</p> <p>① 効率的な整備に資するため、「優先して検証いただきたいパターン」を作成し、全国説明会で組合等に提示・説明</p> <p>② 関係機関との連携の下、整備が遅れている県域に対する説明会や組合等への立入検査などを実施</p> <p>③ 組合に配布したデータ整備用のシステムについて、整備指標を一本化して効率化</p> <p>することで、整備の促進や関係機関との連携強化を図った。</p>	<p>・令和7年度から開始した重点取組を継続するとともに、組合におけるデータ整備の取り組みを加速させるための検討が必要である。</p>

項目	令和4～7年度に講じた措置とその実績	今後の課題等
⑤ 組合の破綻時における事務処理能力の向上等を図るため、貯金保険機構職員のみならず、系統機関職員等の管理人団候補者に対する研修・説明会を実施するとともに、システム処理のシミュレーションテストを含めた実地訓練等の充実に努める。	<p>(研修・説明会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組合破綻時の基幹システムのオペレーション、貯金の払戻し及び為替取引の取扱いについて破綻処理訓練を実施したほか、タイムラインマニュアルの整備と、それを活用した研修を通じて、破綻処理における事務処理能力の向上を図った。</li> <li>・行政庁や系統機関を対象とした破綻処理実務研修会を開催し、破綻処理における各々の役割を中心に説明するほか、過去の破綻処理実務経験者の講演により、実務上の理解・認識を深めることができた。</li> </ul> <p>(シミュレーションテスト)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム処理のシミュレーションテストは、令和4年度～令和7年度において、毎年2組合を対象に実施した。テストを通じて稼働に大きな支障がないことは確認できたが、いくつかのシステム上の課題も認められた。</li> </ul>	<p>(研修・説明会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構や関係機関の職員に対して、タイムラインマニュアル等に基づく各破綻処理方式の全体を通じた研修・訓練を実施し、継続して破綻時の事務処理能力の向上を図っていく必要がある。</li> </ul> <p>(シミュレーションテスト)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テストにより明らかとなったシステム上の課題については、その解消に向け関係機関と協議し、システムのみならず運用方法についても是正を図っていく必要がある。</li> <li>・また、今後も継続してテストを実施していくことで、システムの稼働状態を確認するとともに、課題の是正状況や新規発生の有無を検証していく必要がある。</li> </ul>
⑥ 貯金保険制度の検討に資するため、海外の諸制度を含めた調査・研究等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文献調査のほか、IADI総会等の国際会議に対面(会場)やリモートで参加し、各国の預貯金保険制度とその課題について理解を深めることができた。</li> <li>・また、令和7年度には、過去の破綻処理事案に関する現地調査を実施し、当時の経験や課題などを聴き取ることにより、タイムラインマニュアル(資金援助方式)の検討に役立てることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IADI総会等への参加により各国制度とその課題の理解を深めるとともに、預金保険機構等への情報収集を通じ、多角的に貯金保険制度を検討する必要がある。</li> <li>・過去の破綻処理事案に関する資料のアーカイブ化を進め、ノウハウの風化を防ぐ必要がある。</li> </ul>
⑦ 貯金保険制度及び貯金保険機構の業務に関する広報に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度から、ホームページ上で運営委員会や検討会(責任準備金目標の改定検討会)に関する資料及び議事内容に関する情報発信を行うことにより、機構業務の広報の強化や透明性の確保を図った。</li> <li>・貯金者からの貯金保険制度に係る照会や組合からのパンフレット・ポスター配布に関する要望に適切に対応した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信媒体であるホームページ掲載内容の充実等を図ることにより、今後とも貯金者や組合など利用者の利便性向上に取り組んでいく必要がある。</li> </ul>
⑧ 責任準備金見合資産の安全かつ効率的な運用・管理に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内外の金融経済動向を注視しつつ、流動性・安全性及び収益性のバランスに配慮し、短期資産を重視した運用を実施した結果、令和7年度末時点の資産構成では、短期資産残高は約2,600億円、債券残高は約2,300億円の見込みとなっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厳格な内部統制の下で、内外の金融経済動向を注視しつつ、流動性・安全性及び収益性の観点から、引き続きバランスの取れた資産運用を目指す必要がある。</li> </ul>

項目	令和4～7年度に講じた措置とその実績	今後の課題等
⑨ 東日本大震災に関する事業者再生支援機構法に係る貯金保険機構の特例業務に関して、機構の特例業務に関して、事業者再生支援機構、関係当局等の間で適切に対応する。	・出資者として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の定時株主総会への出席に当たり、事前に決算状況や事業者支援状況を確認し、適切に対応した。	・今後、多くの支援先事業者が借入金の返済期限を迎えることを踏まえ、適切に対応する必要がある。
⑩ 以上の目標の達成に向けて、貯金保険機構の業務におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進する。	・業務の効率化、堅確性確保の観点から、電子決裁・文書管理システム、会計処理システムを導入した。 ・系統組織や委託先との情報連携強化などのため、OA(事務)系システムをクラウドストレージサービスに移行した。 また、機構システム基盤もシステム運用の安全性、効率性の観点から、クラウド移行を実施した。	・クラウドシステムサービスへの移行を踏まえ、AIの活用も含め、機構業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進に努める。

## 報告事項②

### 令和8年度農水産業協同組合貯金保険機構業務運営方針(案)

施行 令和8年3月〇日 8貯第〇〇号

農水産業協同組合貯金保険機構中期業務目標(令和8～10年度)  
4.に基づき、令和8年度農水産業協同組合貯金保険機構業務運営方針を以下のとおり定める。

#### 1. 事前準備の態勢強化

##### (1) タイムラインマニュアルの再構築

令和7年度に農水産業協同組合貯金保険機構(以下「貯金保険機構」という。)での整理を完了した「資金援助方式」のタイムラインマニュアルについて、外部有識者の意見を聴くとともに、関係機関と共有し、妥当性の検証や残された課題の解消を行う。

「保険金支払方式」、「金融危機対応」及び「秩序ある処理」のタイムラインマニュアルについては、貯金保険機構での整理を完了する。

##### (2) 管理人業務の手引きの拡充

管理人業務の手引きについて、「資金援助方式」のタイムラインマニュアルの整備で解消した課題等を反映させつつ、最新の内容にアップデートする。

併せて、現地調査や有識者へのヒアリング等により、総合事業体である農協・漁協の信用事業以外の事業特性の把握・整理を完了する。

##### (3) 情報収集・分析の強化

経済や金融情勢の変化が農水産業協同組合(以下「組合」という。)の経営に与える影響について、情報収集し、必要に応じて有識者の知見を活用しつつ、調査・分析を行う。

#### (4) 貯金者データ整備の水準向上

令和9年度末までに要検証率ゼロを目指す「重点取組」において、整備水準の全体的な底上げを図るため、

- ① 全国説明会では、作業手順を見える化した「優先検証パターン」の指導を徹底する
- ② 要検証件数の多い県域等での説明会では、当該地域の整備状況の分析結果を踏まえた具体的な課題解消方法の助言を行う
- ③ 特に整備の遅れた組合に対し、立入検査・資料徴求を実施し、実態を踏まえた整備上の助言を行う
- ④ ①～③を通じて把握した不備事例の改善のポイントを全国展開するとともに、進捗状況に応じて「指導対象県域等」及び「優先検証パターン」をアップデートすること等を通じて、効率的な整備の加速を促す。

## 2. 人材の確保・育成

### (1) 人材の安定的な確保

民間企業も活用した採用手段の多様化や、在宅勤務の利用機会等の拡充による職場環境の整備などを通じ、人材の安定的な確保に取り組む。

### (2) 体系的な研修・訓練を通じた人材の育成とノウハウ継承

破綻処理に関するタイムラインマニュアルに基づく訓練のほか、破綻処理実務経験者や有識者を講師とする研修の実施などにより、体系的に人材の育成とノウハウ継承を図る。

## 3. 業務運営の効率化等

### (1) システムの拡充・強化

システム基盤のクラウド移行を踏まえ、より高度なシステムの管理・運営を図るため、ポートフォリオ・マネジメント・オフィス(PMO)の導入・活用を図り、的確なシステム戦略の策

定やシステム調達管理などを通じ、基幹システムなどの機能の拡充・強化や品質向上を図る。

## (2) 新技術の活用

AI利用のガイドラインを作成し、その積極的な活用を図るとともに、安全な双方向でのデータ授受の仕組みを確立することなどにより、業務運営の効率化に取り組む。

## (3) 情報セキュリティの強化

情報セキュリティ対策や個人情報保護に万全を期すため、外部の専門機関による監査に的確に対応するとともに、新たに設置した最高情報セキュリティアドバイザーの活用を促進しつつ、情報セキュリティに関する施策を計画的に充実する。

## 4. 関係機関との連携強化

破綻処理や貯金者データ整備などに的確に対応するため、様々な場면을捉えて、行政庁や系統機関との連携の強化を図る。

## 5. 東日本大震災に関する特例業務への対応

支援先の多くが返済期限を迎える中、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の出資者として適切に対応するため、決算や事業者への支援状況等の的確な把握等に取り組む。

## 6. 調査・研究等

### (1) 調査・研究及び国際協力の推進

業務の的確な運営や国際協力に資するため、国内外の預貯金保険制度などに関する動向を踏まえた調査・研究や国際機関によるサーベイへの協力を推進する。

### (2) 責任準備金の管理

責任準備金の積立目標(付保貯金額の0.7%)の達成に向けて着実な積立てを行う。

また、運用に関しては、金融情勢の動向も踏まえながら、厳格な内部統制の下で、流動性・安全性及び収益性のバランスを勘案した適正かつ効率的な資産運用を行う。

(3) 情報発信の充実

貯金保険制度の内容・動向や貯金保険機構の活動を貯金者及び組合に向けて適時に広報するため、利用者の利便性に配慮しつつ、分かりやすく・使いやすいホームページを構築する。

(4) 執務参考資料の保存

過去の破綻処理に関するノウハウを風化させないようにするため、資料のアーカイブ化を行う。

附 則

この業務運営方針は、令和8年4月1日から適用する。

## 貯金保険機構令和7年度業務運営方針の実績評価

令和7年度業務運営方針に記載された各項目	主な実績及び評価	今後の方向性
<b>1. より適切な破綻処理スキームの確立、系統機関等との連携を重視した破綻処理態勢の整備・強化</b>		
<p>(1)マニュアル類の再構築 タイムラインマニュアル、同注釈集、書式・様式例を一新し、未経験でも実践的に活用できるマニュアル類を再構築する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「資金援助方式」について、機構内整理を完了した。</li> <li>・「保険金支払方式」、「金融危機対応」、「秩序ある処理」については、タイムラインマニュアルへの書き出しを完了し、マニュアル類の再構築を推進した。</li> <li>・行政庁、系統上部機関それぞれに対し、各々の役割を中心に説明する破綻処理実務研修会を開催し、マニュアルの作成や事前準備を働きかけた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先行している「資金援助方式」について、外部有識者や関係機関による妥当性の検証と、残りの課題の解消を進め、完成度を高めていく。</li> <li>・「保険金支払方式」、「金融危機対応」、「秩序ある処理」について、順次、機構内整理を完了させる。</li> <li>・注釈集、書式・様式例についても、整備を継続し、整理を完了させる必要がある。</li> </ul>
<p>(2)研修・訓練の体系化 全職員が体系的に破綻処理に必要な知識・経験の習得が可能となるようなカリキュラムを作成・実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマを限定したこれまでの研修・訓練から、破綻処理全体の流れなどを計画的に研修・訓練するよう、「研修・訓練の体系化の方針」を策定した。</li> <li>・令和7年度は、配布した「資金援助方式」タイムラインマニュアルを使用し、初回の研修、訓練を実施した。</li> <li>・新たに過去の破綻処理実務経験者の講演会を開催し、参加者の破綻処理実務への理解をより深めることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「研修・訓練の体系化の方針」を具体化し、研修・訓練計画を策定する。</li> <li>・タイムラインマニュアル等に基づき、一連の破綻処理に係る研修・訓練を実施する。</li> <li>・その際に、破綻処理経験者や有識者を招いた講演を継続して実施し、破綻処理未経験の機構職員、行政・系統の担当者であっても、実践的に破綻処理実務を担えるようにする。</li> <li>・これまで研修等を実施していない他の3方式についても、順次、研修・訓練を実施することで、機構職員の破綻処理に関する知識、習熟度を高めていく必要がある。</li> </ul>
<p>(3)知識・経験水準の効果測定の見える化 研修・訓練の実施が職員の知識・経験のレベルアップに着実につながるように、習熟度を確認するための測定手法を確立する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修・訓練の体系化と統合して、「研修・訓練計画の体系化の方針」を策定した。</li> <li>・研修・訓練を実施した後に、振り返り(今後検討すべき課題の発掘)と理解度確認のためのテストを実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振り返りと理解度確認のためのテストを継続実施し、人材を着実に育成していく必要がある。</li> </ul>

令和7年度業務運営方針に記載された各項目	主な実績及び評価	今後の方向性
<b>2. 貯金者データ整備の取組強化</b>		
<p>(1)「重点対応」の創設 「要整備率」が高く、ゼロに至るまで時間を要すると見込まれる農水産業協同組合(以下「組合」という。)に対して、指導と立入検査を連携させた「重点対応」を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「重点対応」の考え方を抜本的に見直し。</li> <li>・「優先検証パターン」を組合に示した上で、迅速かつ計画的な取組を要請。</li> <li>・全国説明会に加え、整備が遅れた県域等を対象に説明会を実施。</li> <li>・整備が遅れた県域等の中で、特に整備が遅れた組合に対し、立入検査・資料徴求を実施。</li> <li>・行政庁・系統と連携して、組合の取組状況の進捗管理・指導等を実施。</li> <li>・説明会等実施状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>◎全国説明会(優先検証パターンを中心に説明) 【農漁協系統向け、行政庁向け、系統指導機関向け】 10月～12月</li> <li>◎県域等説明会(組合別の特徴を含めて説明) 12月～3月</li> </ul> </li> <li>【農漁系統】 大阪府、石川県、長野県、長崎県、新潟県、山梨県</li> <li>【漁協系統】 九州信漁連</li> <li>◎立入検査 県域等説明会実施後、2組合に実施</li> <li>◎資料徴求 県域等説明会実施後、1組合に実施</li> </ul>	<p>・令和7年度から開始した重点取組を引き続き継続していく必要がある。</p>
<p>(2)要整備指標の一本化 検証条件の最適化と整備の必要性を示す指標を「要整備率」に一本化した新たなシステムを配布し、組合が自ら精度の高い整備を行える環境を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備指標の一本化及びこれまでの整備実態を踏まえ検証条件を最適化した新たなシステム(貯金者データ検証支援システム)の開発により、組合のデータ整備環境の向上を図った。</li> <li>・当該システムは3月に配布し、操作説明等に関する組合担当者向け全国説明会を3月に開催した。</li> </ul>	<p>・貯金者データ検証支援システムを活用した具体的な整備手順に関するマニュアルの作成・配布。全国説明会を開催し、マニュアルを用いて整備方法の普及・浸透を図る必要がある。</p>
<p>(3)整備手順の見える化 組合が「要整備率」を確実にかつ効率的に低減するためのルール、作業手順等を文書に明確化し、組合の指導に活用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的な整備を図るためのルールや作業手順を、見える化した「優先検証パターン」を作成し、周知した。</li> <li>・上記「優先検証パターン」の取組状況を自己点検するための「チェックリスト」を作成し、周知した。</li> </ul>	<p>・重点取組(説明会・立入検査・資料徴求)を通じて把握した不備事例の改善ポイントを取りまとめることや、当該取りまとめに併せて「優先検証パターン」のアップデートを図る必要がある。</p>

令和7年度業務運営方針に記載された各項目	主な実績及び評価	今後の方向性
<b>3. 責任準備金の新たな積立目標の達成等</b>		
<p>(1) 新たな目標の達成に向けた責任準備金の積立て本年4月から新たに適用されることとなった保険料率の下、組合から適切に保険料を徴収し、責任準備金の新たな積立目標の達成を目指す。</p>	<p>・当年度保険料(4,642百万円)の適切な徴収を通じ、新たな積立目標の達成に向け、責任準備金の着実な積立てを行った。</p>	<p>・引き続き、保険料を適切に徴収し、責任準備金の積立目標達成に向けて、着実な積立てを行う必要がある。</p>
<p>(2) 責任準備金積立目標の達成状況の検証新たに導入した責任準備金積立目標(付保貯金額の0.7%)について、達成状況を検証する。</p>	<p>・組合等の調査結果を基に推計される付保貯金額(推定付保貯金額)を算出し、責任準備金の積立目標の状況を確認した。</p>	<p>・引き続き、推定付保貯金額の動向を注視する必要がある。</p>
<b>4. 貯金保険制度の検討に資するための調査・研究等</b>		
<p>「事前準備」の一環として、国内外の預貯金保険制度やその運用に関する調査・分析等を行い、活用する。</p>	<p>・過去の破綻処理事案に関する現地調査を実施(5月28日)し、当時の担当者から管理を命ずる処分発令から清算完了までの間の実務上の経験や課題などを詳しく聴き取り、マニュアル等の再構築に役立てることができた。</p>	<p>・引き続き、預貯金保険などに関する内外の動向を注視し、情報収集に務めるとともに、調査・分析結果をマニュアルの再構築等に活用していく必要がある。</p>

令和7年度業務運営方針に記載された各項目	主な実績及び評価	今後の方向性
<b>5. 基幹システムの充実・強化と情報セキュリティの強化</b>		
(1) システム基盤のクラウド化への円滑な移行、各種システムの安定稼働及び必要な整備・改善を実施する。	・システム基盤のクラウド移行を実施した結果、運用の効率化(費用低減)やセキュリティ水準の向上を図ることができた。	・今後も継続してシステム管理や運用を高度化し、破綻処理をはじめとした当機構の各種業務を的確に遂行していく必要がある。
(2) 経済安全保障推進法*1への適切な対応 貯金保険機構の業務は、経済安全保障推進法の「特定社会基盤事業(役務)」として位置付けられていることから、基幹システムの環境変更等に関し、国による事前審査等に的確に対応する。	・基幹システムのクラウド化に伴う環境変更の際し、事前審査に必要な導入計画書等を的確に準備・提出し、遅滞なく導入の承認を得ることができた。 また、基幹システムの維持管理に係る保守に関する導入計画書等にも適切に対応した。	・今後も経済安全保障の観点から、基幹システムの環境変更や維持管理に関する事前審査に適切に対応していく必要がある。
(3) 最高情報セキュリティアドバイザーの導入による対策強化 新たに最高情報セキュリティアドバイザーを導入し、政府による情報セキュリティ対策基準の改定も踏まえた情報セキュリティ対策の強化を図る。	・最高情報セキュリティアドバイザーを設置し、政府統一基準の改定も踏まえた情報セキュリティ関連規程の改正サポートを受けたほか、研修の実施や情報セキュリティ関連情報の提供等により、情報セキュリティ対策の高度化を図ることができた。	・今後も継続して情報セキュリティの高度化や個人情報の保護を強化し、破綻処理をはじめとした当機構の各種業務を的確に遂行していく必要がある。
(4) マイナンバー法*2活用の可能性検討 系統組織におけるマイナンバー法への対応状況(マイナンバーの利用拡大)を注視し、必要に応じ破綻処理業務における活用などの措置を検討する。	・マイナンバー法改正により、保険金支払等の事務にマイナンバーの活用が可能になったことから、預金保険機構との情報交換を踏まえ、基本的な事務フローをまとめ、今後の基幹システムの開発につなげることができた。	・マイナンバーを活用した保険金支払等の事務を円滑にシステム化するため、要件定義やシステム設計などに計画的かつ的確に対応する必要がある。
<p>*1 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律</p> <p>*2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p>		

令和7年度業務運営方針に記載された各項目	主な実績及び評価	今後の方向性
<b>6. 貯金保険制度と貯金保険機構の業務に関する広報</b>		
<p>貯金保険制度の内容・動向や貯金保険機構の活動を、適時かつ幅広く広報すべくホームページの充実を行う。また、来年度に向け、ホームページの構成を見直す。</p>	<p>・ホームページの構成及び掲載情報の見直し内容について、有識者を交えた検討・論点整理を行い、ホームページのバージョンアップのための準備を整えた。</p>	<p>・貯金者や組合など利用者の利便性向上に配慮しつつ、貯金保険制度の内容・動向や貯金保険機構の活動の適時かつ幅広い広報のあり方を検討し、引き続きホームページを充実等をさせる必要がある。</p>
<b>7. 責任準備金見合資産の安全かつ効率的な運用・管理</b>		
<p>厳格な内部統制の下で、金融環境の状況も踏まえながら、流動性・安全性及び収益性のバランスを勘案した適正かつ効率的な資産運用を行う。</p>	<p>・世界の金融経済動向、特に日本の金融政策動向を注視しつつ、短期資産を重視した運用を実施した結果、期末時点での短期資産の残高が約2,300億円、債券の残高が約2,600億円となる見込みであり、流動性・安全性及び収益性のバランスに配慮された資産構成だと評価できる。</p>	<p>・厳格な内部統制の下で、内外の金融経済動向を注視しつつ、流動性・安全性及び収益性の観点から、引き続きバランスの取れた資産運用を目指す必要がある。</p>
<b>8. 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に係る業務への対応</b>		
<p>株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の決算状況・事業者への支援状況等を把握し、出資者として適切に対応する。</p>	<p>・出資者として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の第14期定時株主総会(7年6月)への出席に当たり、事前に決算状況や事業者支援状況を確認し、適切に対応した。</p>	<p>・株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づく貯金保険機構の特例業務については、支援先の多くが返済期限を迎える状況を踏まえ、適切に対応する必要がある。</p>

令和7年度業務運営方針に記載された各項目	主な実績及び評価	今後の方向性
<b>9. 貯金保険機構の業務におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進</b>		
引き続き、業務の効率化・合理化等に資するDX(デジタルトランスフォーメーション)の導入を調査、検討する。	・機構システム基盤のクラウド移行を実施した結果、システム運用の安全性、効率性が向上するとともに、機構事務所外から機構ネットワークへアクセスするためのネットワーク設備を設け、多様な働き方に対応できる環境を整備した。	・AIの活用を含め、今後も不断にデジタル化を通じた機構業務の効率化・合理化を図るための検討を行い、各部署におけるDX(デジタルトランスフォーメーション)を推進していく必要がある。

## 報告事項③ 責任準備金の積立状況等

### I 責任準備金の積立状況

	令和6年度末 決算	令和7年度末 推計
保険料収入	70億円	46億円
その他繰入	6億円	2億円
<b>責任準備金</b>	<b>4,862億円</b>	<b>4,910億円</b>

### II 貯金の動向

	令和6年度	令和7年度
保険対象貯金	114兆6千億円	113兆4千億円
推定付保貯金	69兆7千億円	68兆8千億円

令和6年度保険対象貯金は、営業日平均残高。

令和7年度保険対象貯金は、4月から11月までの月末残高の平均。

出典：令和7年度保険対象貯金は農林中央金庫調べ、  
 その他は貯金保険機構資料

# 令和7年度 基本方針の進捗報告 (事前準備)

令和8年3月25日

## I. 到達目標（令和9年度末）

令和9年度末までに、

- 破綻処理方式（「保険金支払方式」、「資金援助方式」、「金融危機対応」、「秩序ある処理」）に応じた破綻処理業務が即座に行えること。
- 具体的には、タイムラインマニュアル等を活用して、機構職員が破綻処理において以下の対応を行えること。
  - 貯金者に対するの説明が、状況に応じた的確に行える。
  - 管理人団となる系統職員に対して、個別な事象に対しても柔軟かつ総合的な判断に基づく具体的指示が出せる（差配できる）。
  - 行政庁や系統機関と必要な調整・交渉を行うことができる。

※行政庁および系統に対しても、破綻処理方式に応じた事前準備を働きかけること。

※1年間前倒しし、集中して研修・訓練を実施、令和9年度の到達を目指す。



# 1. マニュアル類の再構築

取組の趣旨

- 最新化されていないマニュアル類を一新し、破綻処理に際し、経験がない者であっても「迅速に・漏れなく」なすべきことができるという観点から、実践的なマニュアル類を再構築。
- 破綻処理方式（「保険金支払方式」、「資金援助方式」、「金融危機対応」、「秩序ある処理」）について、それぞれ作成。

具体的内容・進捗状況

- ① タイムラインマニュアル
- 破綻処理時の行動を時系列・役割ごとに整理
- 「保険金支払方式」、「秩序ある処理」について基礎的な整理を実施し、すべての破綻処理方式について、基礎的な整理を完了。
- ※ 「資金援助方式」、「金融危機対応」は既に基礎的な整理を完了。

## 完了

- 「資金援助方式」
  - 課題の整理（7月）
  - 機構内演習（～11月）
  - 機構内整理の完了（12月）
- 「金融危機対応」
  - 「暫定版」完成（7月）
- 「保険金支払方式」 }
  - 担当者がマニュアルに書き出し
- 「秩序ある処理」 } （ともに9月）

「破綻処理実務研修会」を開催し、マニュアル作成や事前準備を働きかけ（行政庁向け：11月、系統向け：12月）

## 予定（8年度）

- 「資金援助方式」
  - 外部有識者による妥当性の検証
  - 関係機関と共有
  - 残された課題の解消
- 「金融危機対応」 }
  - 機構内整理の完了
- 「保険金支払方式」 }
  - 機構内整理の完了
- 「秩序ある処理」 }

# 1. マニュアル類の再構築

具 体 的 内 容 ・ 進 捗 状 況	<p>② 運用のための解説</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ タイムラインマニュアルの注釈集として作成。</li> <li>○ 法制定・改正時の内閣法制局説明資料や預金保険法の解説書などを参考に、すべての破綻処理方式について基礎的な整理を完了。</li> </ul>	<p><u>完了</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度拡充（法律・政令改正）時の内閣法制局説明資料等の収集（9月）</li> </ul>
	<p><u>予定（8年度）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「資金援助方式」について、整理を継続し、完了。</li> <li>・ 他の3方式について、タイムラインマニュアルの機構内整理の完了に合わせて整理を完了。</li> </ul>	
<p>③ 書式・様式例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 書式・様式を、タイムラインマニュアルから関連する部分が参照できるように、過去の事例等を参考に基礎的な整理を完了。</li> </ul>	<p><u>完了</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「資金援助方式」についての既存の手引、研修会テキストに収録済の書式・様式の見直し（10月）</li> </ul>	
	<p><u>予定（8年度）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「資金援助方式」についての未作成の書式・様式の整備を継続し、整理を完了。</li> <li>・ 他の3方式について、タイムラインマニュアルの機構内整理の完了に合わせて整理を完了。</li> </ul>	



取組の趣旨	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 機構での職務経験年数や個人のキャリアに依拠しがちな、破綻処理に必要となる知識・経験の習得について、全職員がむらなく行えるよう体系化。</li></ul>
具体的内容・進捗状況	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 体系化の初年度としてカリキュラムを作成。</li><li>○ 貯金保険法、農協法、水協法等関係法令の基礎を習得。</li><li>○ 破綻（銀行等を含む）、合併や企業再生などの事例を学習。</li></ul> <p><u>完了</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「研修・訓練の体系化の方向性」を検討し、策定（12月～3月）</li><li>・ タイムラインマニュアルを活用した研修を開始（3月）</li><li>・ 破綻処理（岡山県・大原町農協）経験者への聴き取り調査（現地調査、5月）</li><li>・ 破綻処理経験者による講演会の開催（11月～12月）</li></ul> <p><u>予定（8年度）</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「研修・訓練の体系化の方向性」を具体化し、研修・訓練計画を策定</li><li>・ タイムラインマニュアル等に基づき、一連の破綻処理に係る研修・訓練を実施</li><li>・ 破綻処理経験者や有識者による講演会を開催</li></ul>



取組の趣旨	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 研修・訓練の実施が自己目的化しない（「やっただけ」で終わらせない）よう、その効果を見える化し、職員の知識・経験のレベルアップの体系化を容易にする。</li></ul>
具体的内容・進捗状況	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 破綻処理に必要な知識・経験について、レベルの基準測定方法を策定する。</li><li>○ 実施した研修・訓練について、策定した基準によって制度班を対象に習熟度を測定する。</li></ul> <p><b>完了</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 研修・訓練の体系化と統合して「研修・訓練の体系化の方向性」を策定（3月）</li><li>・ 研修後に、確認テストを開始（3月）</li></ul>



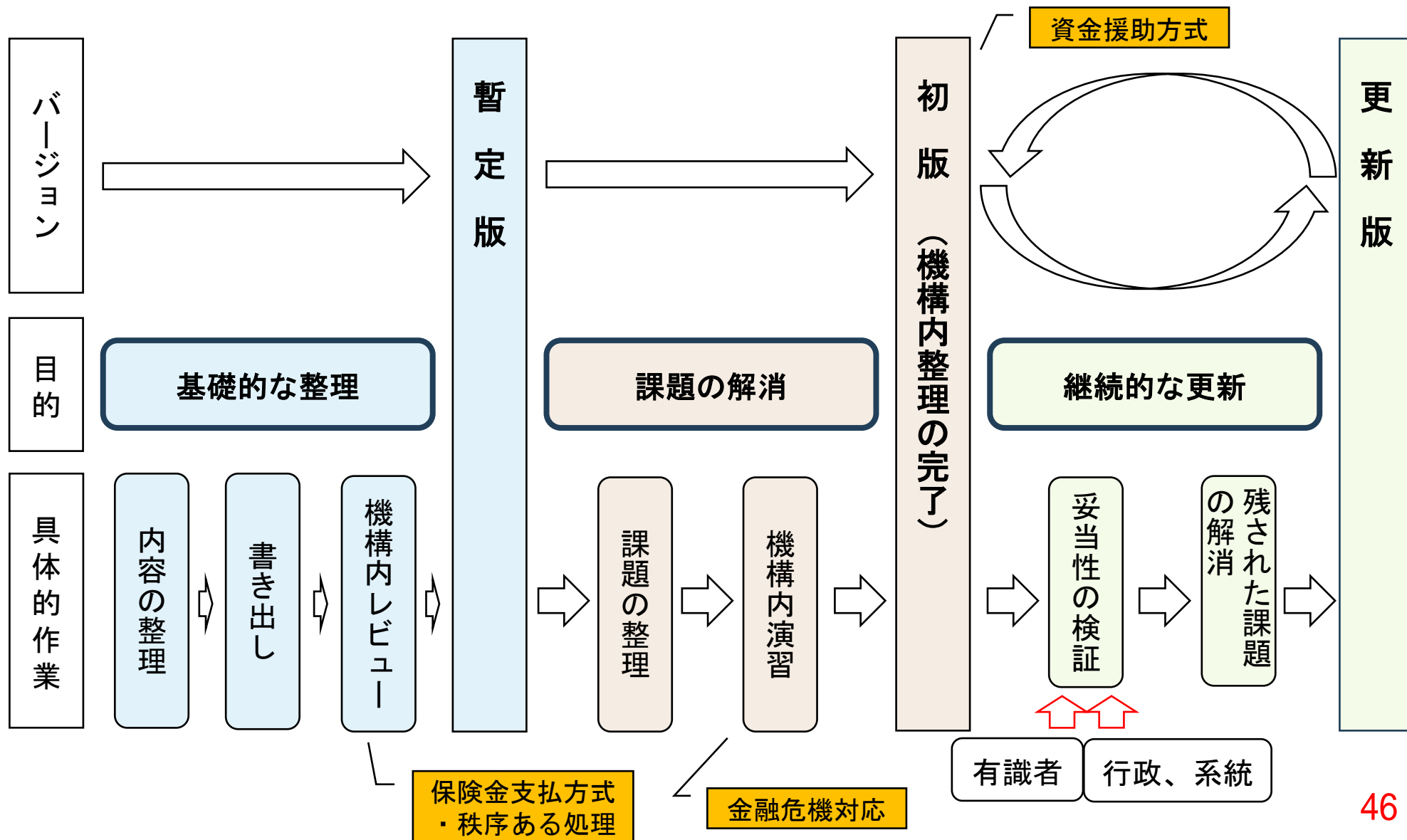
## 令和7年度 事前準備の基本方針

## 取組の全体像（前倒し後）

タイムラインマニュアル ●：「暫定版」完成  
★：「初版」完成

項目	R6まで	R7	R8	R9
1. マニュアル類の再構築				
(1) タイムラインマニュアル				
① 保険金支払方式		基礎的な整理	● 課題の解消 ★	継続的な更新
② 資金援助方式	基礎的な整理完了	● 課題の解消 ★		継続的な更新
③ 金融危機対応	基礎的な整理完了	● 課題の解消	★	継続的な更新
④ 秩序ある処理		基礎的な整理	● 課題の解消 ★	継続的な更新
(2) 運用のための解説				
① 保険金支払方式		基礎的な整理		継続的な更新
② 資金援助方式		基礎的な整理		継続的な更新
③ 金融危機対応		基礎的な整理		継続的な更新
④ 秩序ある処理		基礎的な整理		継続的な更新
(3) 書式・様式例				
① 保険金支払方式		基礎的な整理	整備 ★	継続的な更新
② 資金援助方式		基礎的な整理	★	継続的な更新
③ 金融危機対応		基礎的な整理	整備 ★	継続的な更新
④ 秩序ある処理		基礎的な整理	整備 ★	継続的な更新
2. 研修・訓練の体系化				
① カリキュラム作成		体系化、計画の策定		必要に応じて計画の見直し
② 研修・訓練（機構内）				機構内研修・訓練
③ 研修・訓練（関係機関）		統合		破綻処理実務研修会（行政庁向け、系統機関向け）
3. 知識・経験水準の見える化				
① 基準の策定		策定		
② 効果測定の実施				機構内研修・訓練後に実施

# (参考) タイムラインマニュアルの整備手順



# (参考) 研修・訓練の体系化の方向性 (令和8年3月)

取組の趣旨

- 「訓練・研修の体系化」は、①貯保職員に**必要な知見**を明らかにし、②それを得るための**場**を**提供・紹介**し、③**理解度を測定**
- 研修・訓練の体系化により、**未経験者でも破綻処理業務への従事が容易化**

## 現状

バラバラ

初任者研修  
OJT

【貯金払戻訓練】

【債権者説明会訓練】

【職員説明会訓練】

関連法令  
個別学習

破綻処理事例  
勉強会を実施

体系化

## 改善方向

	①必要な知見	②場の提供・紹介	③理解度測定
基礎編	破綻処理方式の概要 信用事業の基礎知識 など	機構内研修 通信教育 など	確認 テスト
法令 事例 編	貯保法ほか関連法令 破綻処理事例 など	主務省・弁護士講義 破綻処理経験者講演 など	
実践 編	適時適切に動ける実践力 など	マニュアル類を活用 した実習訓練 など	

①必要な知見が不明確

②個別の研修・訓練のみの人材育成

③理解度は個人の主観

①必要な知見を明確化

②場の提供・紹介により計画的な人材育成

③理解度をテストにより客観化

# 令和7年度 基本方針の進捗報告 (貯金者データ整備)

令和8年3月25日

## I. 目標

### 1. 到達目標（令和9年度末）

令和9年度末までに、

- 他業態と比較して遜色のないレベルである、要整備率ゼロを達成。
- その際に、機構・系統上部機関及び行政庁が、連携して一体的に整備を指導。

### 2. 令和7年度の目標 略

<p>取組の目標</p>	<p>○ 立入検査と指導を連携して行う「重点対応」に新たに取り組むことにより、早期に改善を要する再整備率の高い組合の整備を促進。</p>	
<p>具体的内容・進捗状況</p>	<p>○ 「重点対応」の考え方を、抜本的に転換。</p> <p>○ 優先検証パターンを組合に示した上で、迅速かつ計画的に取り組むよう要請。</p> <p>○ 全国説明会に加え、整備が遅れた県域等を対象に県域等説明会を実施。</p>	<p><u>完了</u></p> <p>◎全国説明会（優先検証パターンを中心に説明）  <b>【農漁協系統向け、行政庁向け、系統指導機関向け】</b>  10月～12月</p> <p>◎県域等説明会（組合別の特徴も含めて説明）  12月～3月</p> <p><b>【農協系統】</b>  大阪府、石川県、長野県、長崎県、新潟県、山梨県</p> <p><b>【漁協系統】</b>  九州信漁連</p> <hr/> <p><u>予定（8年度）</u></p> <p>引き続き実施。</p>



具体的内容・進捗状況	<p><b>立入検査等</b></p> <p>○ 特に整備の遅れた組合に対し、立入検査・資料徴求を実施。</p> <p><b>【立入検査】</b> 特に整備が遅れた組合を対象に、態勢・整備状況を実査し、現地指導。</p> <p><b>【資料徴求】</b> 立入検査対象組合に次ぐ組合を対象に、整備状況を実査し、個別指導。</p>	<p><b>完了</b></p> <p>◎立入検査 県域等説明会実施後、2組合に実施。</p> <p>◎資料徴求 県域等説明会実施後、1組合に実施。</p>
		<p><b>予定（8年度）</b></p> <p>◎全国説明会・県域等説明会 引き続き実施。</p> <p>◎立入検査・資料徴求 引き続き実施。</p>

取組の目標	<p>○ 組合等自らが整備状況を把握し、精度が高い整備を行える環境を整備し、全組合等を対象として整備の底上げを図る。</p>
具体的内容・進捗状況	<p>○ 現行は、コンピューターシステムの整備の歴史的な経緯から、三階建て（「疑義率」「再検証率」「機構再検証率」）となっている整備の必要性を示す指標を、「要整備率」に一本化（令和8年3月取りまとめ分から）。</p> <p>○ このために、検証条件を最適化した新たなシステム（貯金者データ検証支援システム）を配布（令和8年3月）。</p> <p><b>完了</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>以下の観点を踏まえ、検証条件の検討を行い、指標を一本化（12月）。</li><li>① 検証項目の着眼点について、必要項目に過不足がないよう見直し。</li><li>② 優先検証パターンを検証項目として設定。</li><li>新システムの配布に合わせて、操作手順等の全国説明会を開催（3月）。</li></ul>

<p>取組の目標</p>	<p>○ 貯金者データの不備を是正するためのルール、作業手順等を文書に明確化し、役員等が率先して整備に取り組む態勢構築を後押し。</p>	
<p>具体的内容・進捗状況</p>	<p>○ 組合等が要整備率を確実にかつ効率的に低減するためのルール、作業手順等を文書に明確化。</p> <p>○ 上記のルール、作業手順等を組合等幹部（役員・金融担当部長）向けに発出し、組合等に徹底。</p>	<p><u>完了</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効率的な整備を行うためのルール、作業手順等に見える化した「優先検証パターン」を完成（9月）。</li> <li>・ 農林水産省から貯金保険機構、都道府県、農林中央金庫宛通知発出（10月20日）。</li> <li>・ 貯金保険機構から都道府県、農林中央金庫ほか各系統機関宛通知発出（10月20日）。</li> <li>・ 貯金保険機構から優先検証パターンの取組状況を自己点検するための「チェックリスト」を示し、農漁協系統・行政庁に共有（11月25日）。</li> </ul>
		<p><u>取組中・取組予定（8年度）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国・県域等説明会、立入検査・資料徴求を通じて把握した「不備事例の改善ポイント」を作成中。</li> <li>・ 今後、説明会やホームページを活用して周知を行う。</li> </ul>

## 4. 3年後の要整備率ゼロを目指したデータ整備指導の強化

具  
体  
的  
内  
容  
・  
進  
捗  
状  
況

- 優先検証パターンを示しつつ、整備が遅れた県域等でも説明会を開催するなど、きめ細かいデータ整備指導を実施。
- 複雑で分かりにくかった要整備指標を一本化・単純化し、貯金者データ検証支援システムにより、組合等自らが整備状況を把握し、必要な整備に取り組める環境を整備。
- 効率的な整備を行うためのルール、作業手順等が見える化し、組合等にデータ整備の取組の重要性を徹底。

略（上記1.～3.と同内容）



## 5. 行政庁・系統との連携

取組の目標	<p>○ 3年後に要整備率ゼロの状態を実現するため、行政庁、農漁協系統、貯金保険機構が歩調を合わせて、前記4.の取組の前提として、並行して実施。</p>
具体的内容・進捗状況	<p>○ 国から、都道府県、農漁協系統、貯金保険機構が連携して確実に指導するよう通知。</p> <p>完了</p> <ul style="list-style-type: none"><li>農林水産省から貯金保険機構、都道府県、農林中央金庫宛通知発出（10月20日）。 （その他も上記3.と同内容）</li></ul>



- 都道府県、農漁協系統指導機関に対し、連携して組合に指導するよう働きかけ。
  - ① 組合の取組状況の進捗管理・指導をすること。
  - ② 県域等説明会で配布した店舗別アドバイスや当該県域等の特徴に応じた解決策等を参考にして、組合を指導すること。
  - ③ 貯金者データ整備と犯収法の取引時確認の資料は共通していることから、資料徴求を徹底すること。
  - ④ 法人格のない団体など、実態等が十分確認できない貯金者の口座開設・維持を抑制すること。
  - ⑤ 定期的なヒアリング、常例検査を活用して組合の取組状況等を確認・指導すること。

- ・ 全国説明会、県域等説明会で説明。
- ・ 貯金保険機構から優先検証パターン<sup>①</sup>の取組状況を自己点検するための「チェックリスト」を示し、行政庁・農漁協系統に共有（11月25日）。

取組中・取組予定（8年度）

- ・ 引き続き実施。

## 【参考資料】

参考 1	1 貯金者データ整備の重点取組の全体像	・ ・ ・ 10
	2 貯金保険機構の通知（10月20日付け）の主な内容	・ ・ ・ 11
	3 当面の進め方（農協系統・漁協系統）	・ ・ ・ 12
参考 2	「優先検証パターン」の例	・ ・ ・ 14
参考 3	優先検証パターン取組状況チェックリスト	・ ・ ・ 16
参考 4	要整備指標の一本化（イメージ図）	・ ・ ・ 17
参考 5	県域等における今後の進め方	・ ・ ・ 18
参考 6	都道府県・系統指導機関への働きかけ	・ ・ ・ 19



### 現状と課題

- 農漁協の再検証率は、他業態（ゼロ）に比較して劣後
- 早期に整備を完了させ、他業態と遜色ない状態とする必要

農林水産省

通知の発出

令和7年  
10月20日付け

### 貯金保険機構

- データ整備の早期完了
- 効率的な検証方策の提示
- 農林中金と連携した確実な指導

### 農漁協系統

- 厳格な本人確認、正確なシステム入力
- 貯金保険機構から示された検証方策の実行
- 役員が責任をもって実行
- 貯金保険機構と連携し、整備状況に応じた指導

### 都道府県

- 様々な機会・手法を活用した管内農漁協への指導

連携して、一体的に指導

農水産業協同組合

## 2 貯金保険機構の通知（10月20日付け）の主な内容

貯金者データ整備全国説明会  
（系統向け・行政庁向け等）  
（令和7年10月、11月等）資料  
より抜粋



貯金保険機構

国の通知を受けて、貯金保険機構は、令和9年度末までを「重点取組期間」と位置付け、農漁協系統及び都道府県へ通知を发出

### 優先検証パターン

- 件数が多く、優先して検証すべきパターンを選択。
- 検証方策を思い切って簡素化・単純化した優先検証パターンを提示。

### 任意団体の特例

- 特に任意団体については、検証に時間がかかる。  
特定パターンに限定した簡素なやり方を特例的に導入。

### 機構による重点対応

- 再検証率が劣後し検証を要する任意団体が多い県域等に対し、当該県域等の特徴に応じた有効なやり方を提示。
- 当該県域等のうち、整備状況が劣後する組合に対する立入検査・資料徴求を実施。

### 役員の率先実行

- 担当職員任せにせず、役員が率先実行。

### 関係機関の連携

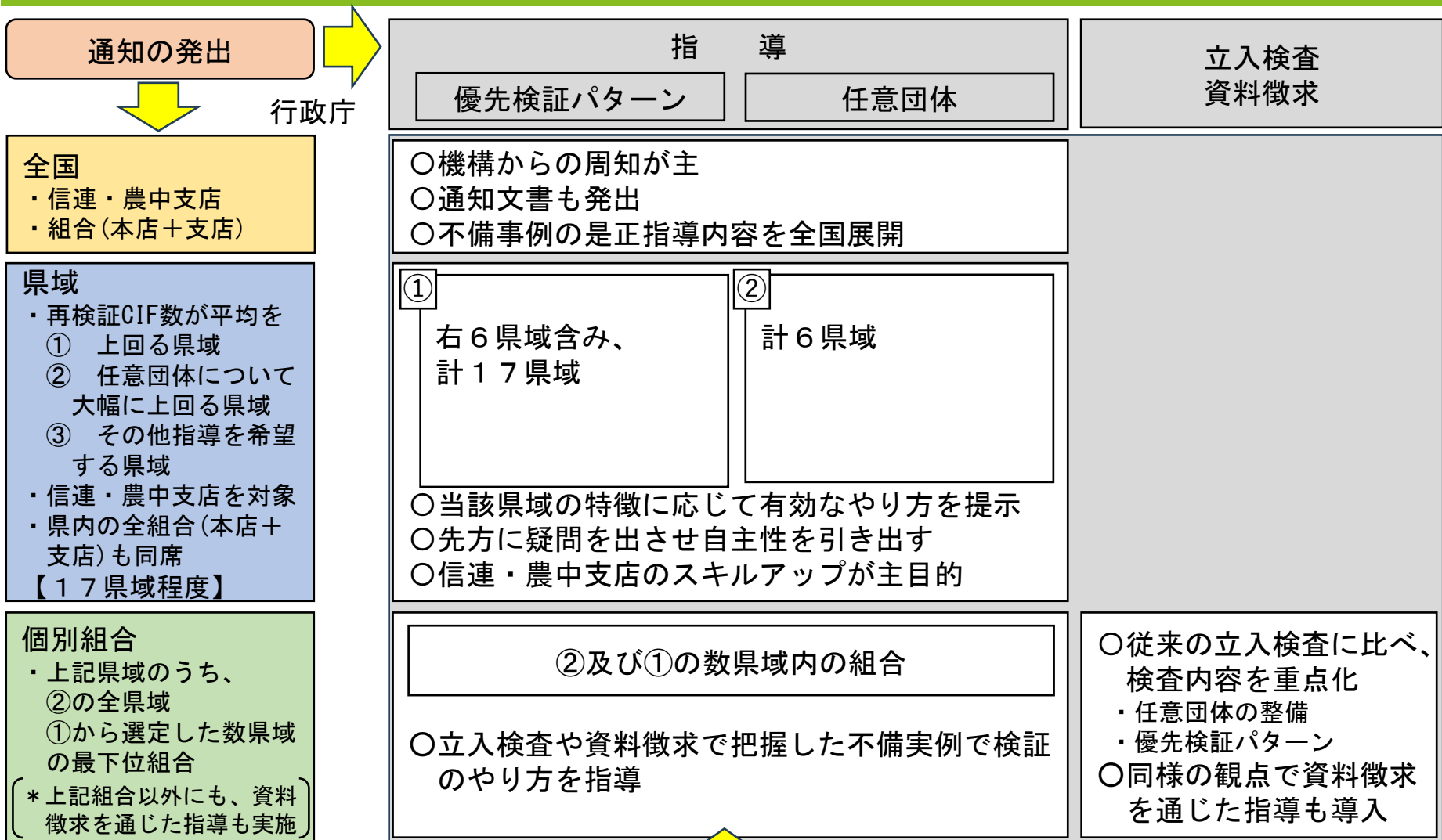
- 行政、農漁協系統、貯金保険機構が歩調を合わせて、様々な機会及び手法を活用して一体的に指導。
- 都道府県のオフサイト・モニタリングや必要に応じて常例検査などによる検証を通じた管内組合への指導。
- 信連・農林中金による再検証率などの状況を的確に捉えた、管内組合等への指導の徹底。

# 3(1) 当面の進め方 (農協系統)

貯金者データ整備全国説明会 (系統向け・行政庁向け等) (令和7年10月、11月等) 資料より抜粋



貯金保険機構



様々な機会や手法を活用してフォローアップ

行政庁

信連・農中支店

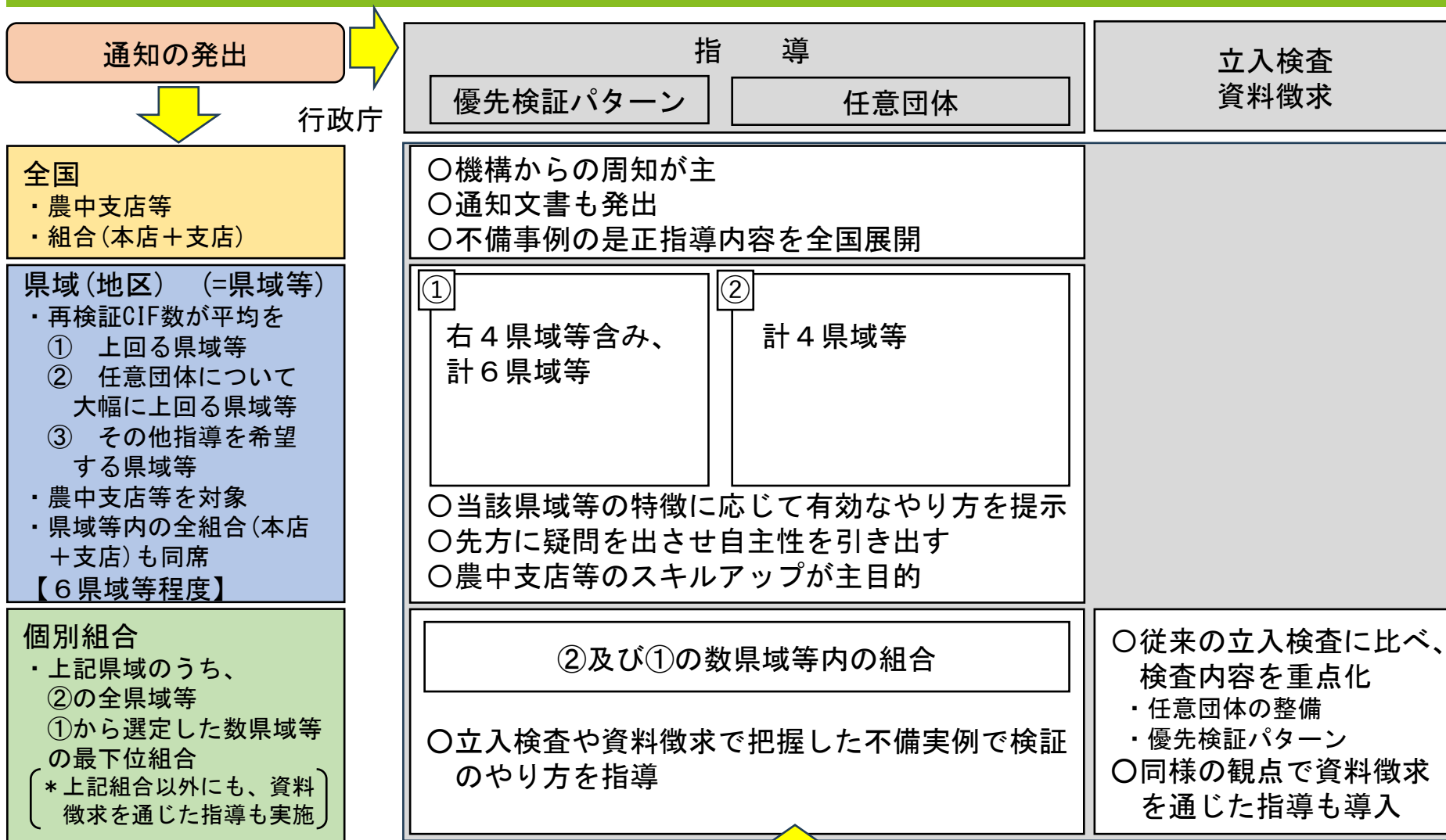
立入検査や現地指導後の取組の進捗管理

### 3(2) 当面の進め方 (漁協系統)

貯金者データ整備全国説明会 (系統向け・行政庁向け等) (令和7年10月、11月等) 資料より抜粋



貯金保険機構



様々な機会や手法を活用してフォローアップ

行政庁

県域等 : 県域や広域信漁連の地区  
 農中支店等 : 農中支店と農中本店関東業務部

農中支店等 ↑  
 立入検査や現地指導後の取組の進捗管理



### 1. 個人

#### (1) 「カナ氏名」の検証フロー

【疑義項番 9、11】 貯金保険機構

項番	検証システム		検証すること	検証資料	検証結果	やるべきこと
	抽出目的	抽出条件				
①	i) JASTEM上の顧客氏名に、個人名以外の文言(屋号など)が付加されている場合、名寄せは個人名で行う	・ JASTEM上の顧客氏名が個人名としては長い(カナ13文字以上) 例) ① <b>【JASTEM】ヤマダ ショウテンヤマダ タロウ</b> <b>【個人名】ヤマダ タロウ</b>	・ JASTEM上の顧客氏名に、個人名以外の文言が付加されていないか確認	原則不要 <small>個人名が判別できない場合は、運転免許証などで確認</small>	① JASTEM上の顧客氏名に、個人名以外の文言が付加されている場合 例) <b>【JASTEM】ヤマダ ショウテンヤマダ タロウ</b> <b>【個人名】ヤマダ タロウ</b>	・ 「名寄せ用氏名管理一覧表」に個人名を入力 例) ヤマダ ショウテンヤマダ タロウ ⇒ヤマダ タロウ
	ii) JASTEM上の顧客氏名に、個人名以外の文言が付加されていることがある	② <b>【JASTEM】ジ ヨンパ トリックゲ ラント</b> <b>【個人名】ジ ヨンパ トリックゲ ラント</b>				
②	iii) 個人名以外の文言が付加されているJASTEM上の顧客氏名は、長くなる傾向がある				② JASTEM上の顧客氏名に、個人名以外の文言が付加されていない場合 例) <b>【JASTEM】ジ ヨンパ トリックゲ ラント</b> <b>【個人名】ジ ヨンパ トリックゲ ラント</b>	・ 検証システムに確認済であることを入力

【農協系統】再検証件数：16千件 総再検証件数に対するシェア：10.7%

【漁協系統】再検証件数：2千件 総再検証件数に対するシェア：12.2%

# 「優先検証パターン」の例②

(効率的な検証が可能となるよう手順まで踏み込むパターン)

「優先して検証いただきたいパターン」  
(令和7年10月)より抜粋



貯金保険機構

## 3. 権能

### (1) 「人格区分」の検証フロー

【疑義項番18】 貯金保険機構



項番	検証システム		検証すること	検証資料	検証結果	やるべきこと
	抽出目的	抽出条件				
⑨	i) 名寄せは人格区分ごとに行う	・ JASTEM上の顧客名称に、法人であると疑われる特定の文言(「商工」など)が含まれる	・ 法人登記されていないか聴き取りで確認	不要	⑨ 法人登記されている場合	⑩～⑫へ進む ※
⑬					⑬ 法人登記されておらず、権能である場合	・ 検証システムに確認済であることを入力
⑭	ii) JASTEM上の顧客名称に、法人であると疑われる文言(「商工」など)が含まれることがある	例) ⑬ <b>【JASTEM】 ユウラクチヨウシヨウコウカイ</b> <b>【登記】 -</b>			⑭ ・ 連絡が取れない場合 ・ 調査拒否の場合	・ 「データ整備不可能貯金者一覧表」に確認結果を入力
⑩					⑩ JASTEM上の顧客名称が、登記上の法人名称のとおりとなっている場合	・ JASTEMの人格区分を法人に修正 ※設立年月日の誤りが多いので、併せて要確認。登記事項証明書(の会社)の会社成立年月日と異なっている場合は修正
⑪	iii) JASTEM上の顧客名称がii)のような団体は、人格区分が権能ではなく、法人の可能性がある	⑩ <b>【JASTEM】 ユウラクチヨウシヨウコウカイ</b> <b>【登記】 ユウラクチヨウシヨウコウカイ</b>	・ JASTEM上の顧客名称が、登記上の法人名称のとおりとなっているか確認	登記事項証明書	例) <b>【JASTEM】 ユウラクチヨウシヨウコウカイ</b> <b>【登記】 ユウラクチヨウシヨウコウカイ</b>	
⑫					⑪ JASTEM上の顧客名称が、登記上の法人名称以外の名称となっている場合	1) JASTEMの人格区分を法人に修正 2) 「名寄せ用氏名管理一覧表」に登記上の法人名称を入力 例) ユウラクチヨウシヨウコウ ⇒カ ユウラクチヨウシヨウコウ ※設立年月日の誤りが多いので、併せて要確認。登記事項証明書(の会社)の会社成立年月日と異なっている場合は修正
⑬					例) <b>【JASTEM】 ユウラクチヨウシヨウコウ</b> <b>【登記】 カ) ユウラクチヨウシヨウコウ</b>	
⑭					⑫ ・ 提出拒絶の場合 ・ 提出を応諾するも提出しない場合	・ 「データ整備不可能貯金者一覧表」に確認結果を入力

【農協システム】再検証件数：41千件 総再検証件数に対するシェア：27.4%  
【漁協システム】再検証件数：2千件 総再検証件数に対するシェア：12.8%

データ整備不可能貯金者の判断基準等は、「貯金者データ整備に係る自己点検マニュアル(令和2年1月)」P11～13を参照

# 参考 3

令和7年11月25日付貯金保険機構通知より抜粋



貯金保険機構

## 優先検証パターン取組状況チェックリスト

優先検証パターン取組状況チェックリスト

【令和〇年〇月 〇〇組合】

項目	取組事項	チェック項目	結果	特記事項 (実施状況・課題等を適宜記入)
1. 数値目標の設定 〔 P 〕	・ 令和9年度末までに要検証率ゼロにするための具体的な数値目標（年次など）を設定	✓数値目標は、実現可能で妥当性があるか。 ① 各支店の整備状況、マンパワー等を踏まえ、具体的にどのように取り組むかを検討の上、数値目標が設定されているか。		
		✓数値目標の設定に役員が関与しているか。 ② 役員は、他業務とのバランスを勘案の上、承認しているか。		
2. 取組内容の指示・指導 〔 D 〕	・ 策定した数値目標を支店に対し周知徹底	✓支店との数値目標の共有ができているか。 ③ 本店から支店に対し、1. で定めた整備の進め方に基づく支店の数値目標を周知徹底しているか。		
		✓優先検証パターンが支店に周知徹底されているか。 ④ 本店は支店に対し整備状況を踏まえ、優先検証パターンを説明しているか。 ⑤ 本店は支店に対し任意団体に係る特例の手続を理解させているか。		
	・ 優先検証パターンに該当する貯金者を解消するため、全支店に対し指示・指導			
3. 取組結果の確認・検証 〔 C 〕	・ 優先検証パターンに即した整備を行っているか確認・検証及び是正指導	✓本店は、支店の整備結果の確認・検証等を行っているか。 ⑥ 本店は、支店の優先検証パターンに即した整備が行われているか毎月確認・検証しているか。 ⑦ 本店は、支店の「機構が指定したファイル（補完帳票）」の整備状況を毎月確認・検証しているか。 ⑧ 本店は、整備が進捗しない支店に是正指導を行っているか。		
4. 取組結果の報告・共有 〔 A 〕	・ 進捗状況を本店担当者から役員に報告	✓役員まで取組結果が共有できているか。 ⑨ 本店は、少なくとも2か月に1回は取組結果（再検証率・取組件数）を報告しているか。		
		✓目標未達の場合、改善方を検討 ⑩ 数値目標が未達の場合、改善方を検討しているか。		
5. 取組全般の評価	・ 数値目標の進捗状況について評価の実施	✓要整備率ゼロを達成できる取組状況であるか。 ◎ 現在の進捗状況で、令和9年度末までに目標達成は可能か。		

現行システム

「自己点検システム」  
抽出項目 21

「再検証システム」  
抽出項目 31

「名寄せ検証システム」  
抽出項目 4

追加  
8項目

見直しの観点

- 着眼点の過不足をなくす
- 優先検証パターン項目の設定等

廃止  
8項目

新システム

「検証支援システム」  
抽出項目 56

# 参考 5

## 県域等における今後の進め方

貯金者データ整備全国説明会（行政庁向け・系統指導機関向け）（令和7年11月、12月）資料より作成



貯金保険機構

	貯金保険機構	県域等系統指導機関	都道府県
全県域等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「優先検証パターン取組状況 <u>チェックリスト</u>」の提示</li> <li>○優先検証パターンに関する <u>問合せ</u> 対応</li> <li>○<u>不備事例</u>の全国展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○組合の <u>取組状況</u> (組合の自己チェック)の <u>進捗管理・指導</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>ヒアリング、常例検査等</u>により、組合の <u>取組状況</u> (組合の自己チェック)を <u>確認・指導</u></li> </ul>
うち、整備の遅れた県域等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>県域等説明会</u>の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県域等説明会への参加</li> </ul>	
うち、特に整備の遅れた組合	<p>【<u>立入検査</u> (貯金保険法117条)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○優先検証パターンの <u>取組状況</u></li> <li>○貯金者データ <u>検証</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○左記の結果に係る不備事例の <u>改善指導</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○組合からの <u>改善状況報告</u> (農協法93条/水協法122条)、<u>ヒアリング</u>等による <u>確認・指導</u></li> </ul>
	<p>【<u>資料徴求</u> (貯金保険法37条)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○優先検証パターンの <u>取組状況</u></li> <li>○貯金者データ <u>検証</u></li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>ヒアリング</u>等による <u>確認・指導</u></li> </ul>

\* 立入検査と資料徴求は、併用する場合あり



✓ 貯金者データの確認と犯収法の取引時確認は、目的は違えど、資料※は共通。

⇒資料徴求の徹底を指導願います。

- ※ 個人 : 運転免許証や個人番号カード  
法人 : 登記事項証明書  
法人格のない団体 : 規約など

✓ 法人格のない団体などで、その実態等が十分確認できない貯金者の口座は、金融犯罪のリスクが高い。

⇒このような貯金者の口座のうち、口座開設に当たっての要件を満たさない先に関しては、開設・維持しないよう指導願います。

# 令和8年度 事前準備の基本方針

令和8年3月25日

# 令和8年度 事前準備の基本方針

## I. 到達目標（令和9年度末）

令和9年度末までに、

- 破綻処理方式（「保険金支払方式」、「資金援助方式」、「金融危機対応」、「秩序ある処理」）に応じた破綻処理業務が即座に行えること。
- 具体的には、タイムラインマニュアル等を活用して、機構職員が破綻処理において以下の対応を行えること。
  - 貯金者に対しての説明が、状況に応じた的確に行える。
  - 管理人団となる系統職員に対して、個別な事象に対しても柔軟かつ総合的な判断に基づく具体的指示が出せる（差配できる）。
  - 行政庁や系統機関と必要な調整・交渉を行うことができる。

※行政庁および系統に対しても、破綻処理方式に応じた事前準備を働きかけること。



# 令和8年度 事前準備の基本方針

## Ⅱ 令和8年度の重点項目

### 1. マニュアル類の再構築

#### (1) 取組の趣旨

- 最新化されていないマニュアル類を一新し、破綻処理の経験がない者であっても「迅速に・漏れなく」なすべきことができるという観点から、実践的なマニュアル類を再構築。
- 令和7年度に取り組んだタイムラインマニュアル等の再構築に引き続き取り組むことに加え、管理人業務の手引きのアップデート及び拡充にも取り組む。

#### (2) 具体的内容

##### ① タイムラインマニュアル

- 機構での整理を完了した「資金援助方式」について、外部有識者からの意見を聴くとともに、関係機関と共有し、妥当性の検証や残された課題の解消を行う。
- 「保険金支払方式」、「金融危機対応」、「秩序ある処理」のタイムラインマニュアルについても、課題の整理や演習を実施し、初版を完成させる。

## 令和8年度 事前準備の基本方針

### ② 管理人業務の手引き

- 「資金援助方式」のタイムラインマニュアルの整備で解消した課題等を反映させつつ、最新の内容にアップデートする。
- 併せて、現地調査や有識者へのヒアリング等により、総合事業体である農協・漁協の信用事業以外の事業特性の把握・整理を完了する。

### ③ 運用のための解説、書式・様式例

- 「資金援助方式」について、引き続き、タイムラインマニュアルの整備で解消した課題等を反映させつつ、最新の内容にアップデートするとともに、未作成の書式・様式を整備し、整理を完了する。
- 「保険金支払方式」、「金融危機対応」、「秩序ある処理」についても、タイムラインマニュアルの機構内整理の完了に合わせ、整理を完了する。

# 令和8年度 事前準備の基本方針

## 2. 研修・訓練の体系化

### (1) 取組の趣旨

- 令和7年度に整理した研修・訓練（効果測定も統合）の方向性に沿って、その内容を研修・訓練計画として具体化・確定させる。
- 研修・訓練を実施し、必要に応じて研修・訓練計画の見直しを行う。

### (2) 具体的内容

- 令和7年度に整理した「研修・訓練の体系化の方向性」に沿って、外部有識者等の意見を聴いた上で、研修・訓練計画を策定する。
- タイムラインマニュアル等に基づき、一連の破綻処理に係る研修・訓練を実施し、必要に応じて研修・訓練計画を見直す。
- 破綻処理実務経験者や有識者を講師とする研修を実施する。



# 令和8年度 事前準備の基本方針

## 3. その他

### (1) 取組の趣旨

- 破綻処理の即応力を高めるため、マニュアル類の再構築、研修・訓練の実施に併せて、必要な取組を行う。

### (2) 具体的内容

#### ① 情報収集・分析の強化

- 経済や金融情勢の変化が組合の経営に与える影響について、情報を収集し、有識者の知見を必要に応じて活用しつつ、調査・分析を行う。

#### ② 過去資料のアーカイブ化

- 過去の破綻処理に関するノウハウを風化させないようにするため、資料の電子イメージ化、アーカイブ化を行う。



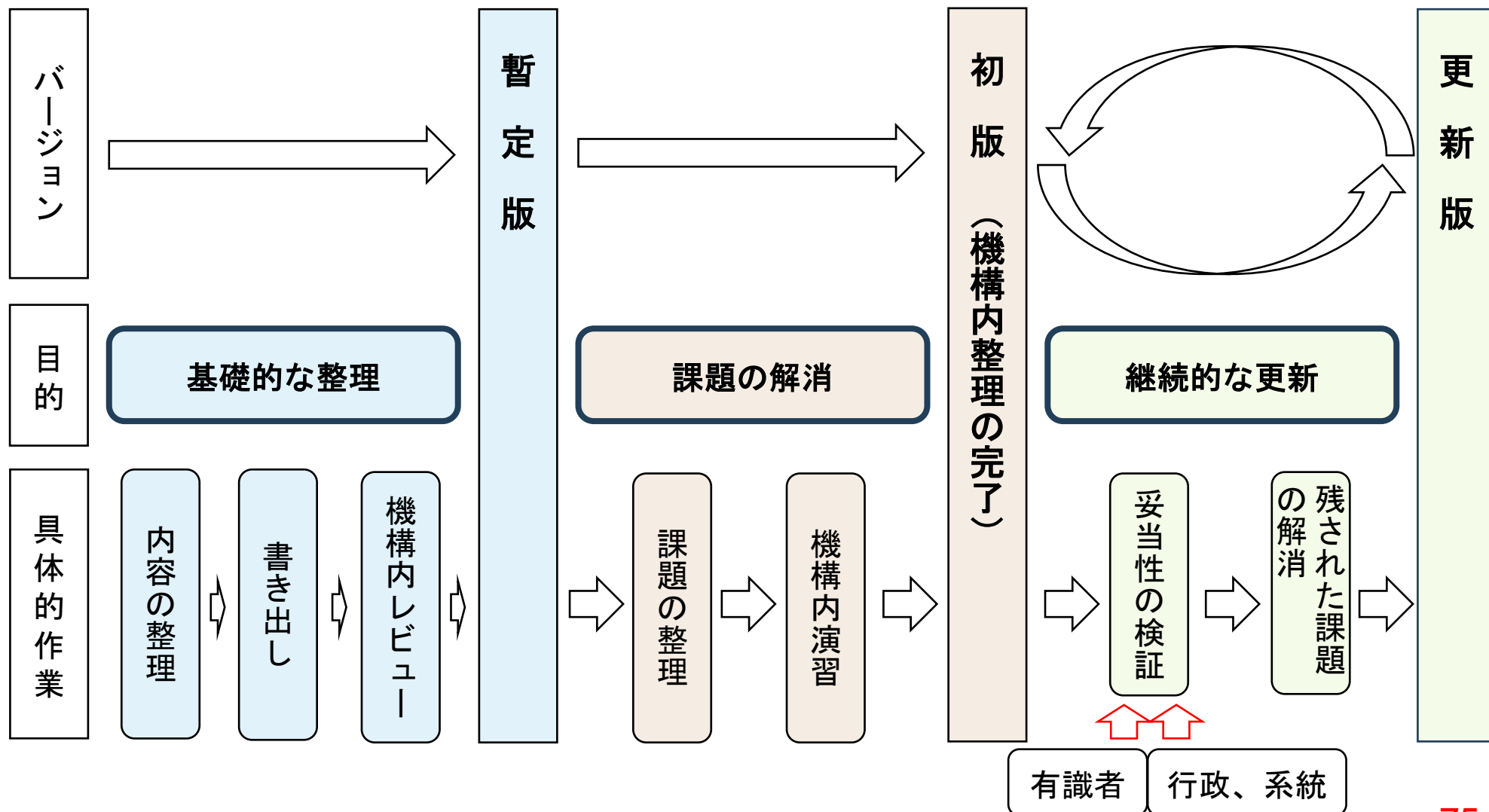
# 令和8年度 事前準備の基本方針

## 取組の全体像

タイムラインマニュアル ●：「暫定版」完成  
★：「初版」完成

項目	R6まで	R7	R8	R9
1. マニュアル類の再構築				
(1)タイムラインマニュアル				
① 保険金支払方式		基礎的な整理	● 課題の解消 ★	継続的な更新
② 資金援助方式	基礎的な整理完了	● 課題の解消 ★		継続的な更新
③ 金融危機対応	基礎的な整理完了	● 課題の解消	★	継続的な更新
④ 秩序ある処理		基礎的な整理	● 課題の解消 ★	継続的な更新
(2)運用のための解説				
① 保険金支払方式		基礎的な整理		継続的な更新
② 資金援助方式		基礎的な整理		継続的な更新
③ 金融危機対応		基礎的な整理		継続的な更新
④ 秩序ある処理		基礎的な整理		継続的な更新
(3)書式・様式例				
① 保険金支払方式		基礎的な整理	整備 ★	継続的な更新
② 資金援助方式		基礎的な整理	★	継続的な更新
③ 金融危機対応		基礎的な整理	整備 ★	継続的な更新
④ 秩序ある処理		基礎的な整理	整備 ★	継続的な更新
2. 研修・訓練の体系化				
① カリキュラム作成		体系化、計画の策定		必要に応じて計画の見直し
② 研修・訓練（機構内）			機構内研修・訓練	
③ 研修・訓練（関係機関）		統合	破綻処理実務研修会（行政庁向け、系統機関向け）	
3. 知識・経験水準の見える化				
① 基準の策定		策定		
② 効果測定の実施			機構内研修・訓練後に実施	

# (参考) タイムラインマニュアルの整備手順



# (参考) 研修・訓練の体系化の方向性 (令和8年3月)

取組の趣旨

- 「訓練・研修の体系化」は、①貯保職員に**必要な知見**を明らかにし、②それを得るための**場を提供・紹介**し、③**理解度を測定**
- 研修・訓練の体系化により、**未経験者でも破綻処理業務への従事が容易化**

## 現 状

バラバラ

初任者研修  
OJT

【貯金払戻訓練】

【債権者説明会訓練】

【職員説明会訓練】

関連法令  
個別学習

破綻処理事例  
勉強会を実施

体系化

## 改 善 方 向

	①必要な知見	②場の提供・紹介	③理解度測定
基礎編	破綻処理方式の概要 信用事業の基礎知識 など	機構内研修 通信教育 など	確認 テスト
法令 事例 編	貯保法ほか関連法令 破綻処理事例 など	主務省・弁護士講義 破綻処理経験者講演 など	
実践 編	適時適切に動ける実践力 など	マニュアル類を活用 した実習訓練 など	

①必要な知見が不明確

②個別の研修・訓練のみの人材育成

③理解度は個人の主観

①必要な知見を明確化

②場の提供・紹介により計画的な人材育成

③理解度をテストにより客観化

# 令和8年度 貯金者データ整備の基本方針

令和8年3月25日

# 令和8年度 貯金者データ整備の基本方針

## I. 目標

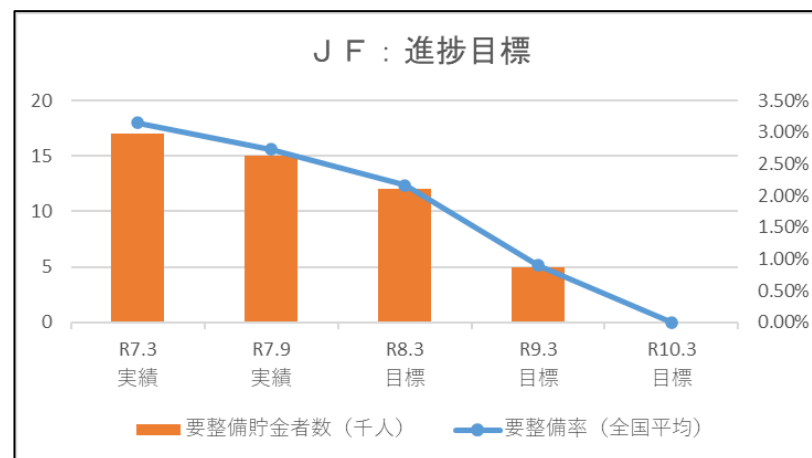
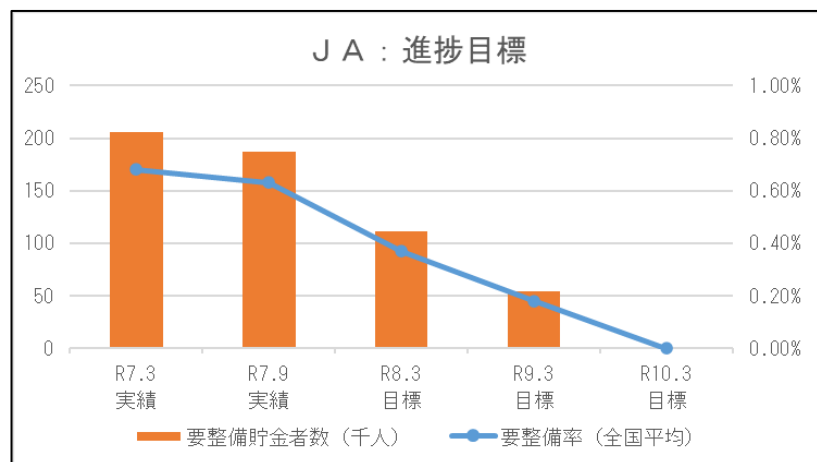
### 1. 到達目標（令和9年度末）

令和9年度末までに、

- 他業態と比較して遜色のないレベルである、要整備率ゼロを達成。
- その際に、機構・システム上部機関及び行政庁が連携して、一体的に整備を指導。

### 2. 令和8年度の目標

- 農協系統 8年度末の平均要整備率を0.18%まで削減
- 漁協系統 // を0.90%まで削減



# 令和8年度 貯金者データ整備の基本方針

## Ⅱ. 8年度の重点項目

### 1. 「重点取組」の着実な実施

#### (1) 取組の目標

- 「優先検証パターン」を示しつつ、整備が遅れた県域等でも説明会を開催するなど、きめ細かいデータ整備指導を実施することにより、データ整備を推進。

#### (2) 具体的内容

- 全国説明会では、作業手順が見える化し、少ない手数で検証が可能な「優先検証パターン」の指導を徹底。
- 要検証件数の多い県域等での説明会では、当該地域の整備状況の分析結果を踏まえた具体的な課題解消方法を助言。
- 当該県域等の中で、特に整備の遅れた組合に対し、立入検査・資料徴求を実施し、実態を踏まえて助言。

【立入検査】 最も整備が遅れた組合を対象に、取組態勢・整備状況を実査し、現地指導

【資料徴求】 立入検査対象組合に次ぐ組合を対象に、整備状況を実査し、個別指導

# 令和8年度 貯金者データ整備の基本方針

## 2. 「重点取組」の加速化

### (1) 取組の目標

- 7年度から実施している「重点取組」について、要整備率ゼロを目指して加速化。

### (2) 具体的内容

#### ① 不備事例の改善ポイントの全国展開

- 全国・県域等説明会、立入検査・資料徴求を通じて把握した不備事例の改善ポイントを取りまとめ。
- 説明会やホームページを活用して周知。

#### ② ①に併せて「優先検証パターン」のアップデートにも取り組む。

## 3. 要整備指標の一本化

### (1) 取組の目標

- 8年3月に配布した新たなシステム（貯金者データ検証支援システム）を組合に普及・浸透。

### (2) 具体的内容

- 新たなシステムの操作手順マニュアル等の作成・配布。
- 新たなシステムの検証結果に基づく、貯金者データ整備の方法を全国説明会等で説明。

# 令和8年度 貯金者データ整備の基本方針

## 4. 関係機関（行政庁・系統指導機関）との連携強化

### （1）取組の目標

- 要整備率ゼロの状態を実現するため、行政庁、系統指導機関、貯金保険機構が歩調を合わせて組合の指導を実施。

### （2）具体的内容

- 都道府県、農漁協系統指導機関に対し、連携して組合に指導するよう働きかけ。
  - ① 組合の取組状況の進捗管理・指導をすること。
  - ② 県域等説明会で配布した店舗別アドバイスや当該県域等の特徴に応じた解決策等を参考に、組合を指導すること。
  - ③ 貯金者データ整備と犯収法の取引時確認の資料は共通していることから、資料徴求を徹底すること。
  - ④ 法人格のない団体など、実態等が十分確認できない貯金者の口座開設・維持を抑制すること。
  - ⑤ 定期的なヒアリング、常例検査を活用して組合の取組状況等を確認・指導すること。

# 参考 1

## 県域等における今後の進め方

貯金者データ整備全国説明会（行政  
庁向け・系統指導機関向け）（令和  
7年11月、12月）資料より作成



貯金保険機構

	貯金保険機構	県域等系統指導機関	都道府県
全県域等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「優先検証パターン取組状況 <b>チェックリスト</b>」の提示</li> <li>○優先検証パターンに関する <b>問合せ</b> 対応</li> <li>○<b>不備事例</b>の全国展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○組合の<b>取組状況</b>（組合の自己チェック）の<b>進捗管理・指導</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>ヒアリング、常例検査等</b>により、組合の<b>取組状況</b>（組合の自己チェック）を<b>確認・指導</b></li> </ul>
うち、整備の遅れた県域等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>県域等説明会</b>の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県域等説明会への参加</li> </ul>	
うち、特に整備の遅れた組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>【<b>立入検査</b>（貯金保険法117条）】</li> <li>○優先検証パターンの<b>取組状況</b></li> <li>○貯金者データ<b>検証</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○左記の結果に係る不備事例の<b>改善指導</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○組合からの<b>改善状況報告</b>（農協法93条/水協法122条）、<b>ヒアリング</b>等による<b>確認・指導</b></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>【<b>資料徴求</b>（貯金保険法37条）】</li> <li>○優先検証パターンの<b>取組状況</b></li> <li>○貯金者データ<b>検証</b></li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>ヒアリング</b>等による<b>確認・指導</b></li> </ul>

\* 立入検査と資料徴求は、併用する場合あり



✓ 貯金者データの確認と犯収法の取引時確認は、目的は違えど、資料※は共通。

⇒資料徴求の徹底を指導願います。

- ※ 個人 : 運転免許証や個人番号カード
- 法人 : 登記事項証明書
- 法人格のない団体 : 規約など

✓ 法人格のない団体などで、その実態等が十分確認できない貯金者の口座は、金融犯罪のリスクが高い。

⇒このような貯金者の口座のうち、口座開設に当たっての要件を満たさない先に関しては、開設・維持しないよう指導願います。

## 運営委員会名簿

委員長	庄司 裕宇
委員	梶 毅
委員	木村 直人
委員	篠田 崇
委員	田中 茉莉子
委員	富永 浩明
委員	鳥谷 礼子
委員	福園 昭宏
理事	佐藤 宏昭
監事	金井 千尋

### 主務省等オブザーバー（出席者）

農林水産省経営局金融調整課 金融調整官	丸山 昌弘
水産庁漁政部水産経営課 課長	永田 祥久
金融庁監督局総務課信用機構対応室 課長補佐	池田 喜典
財務省大臣官房信用機構課機構業務室 課長補佐	河地 誠
日本銀行金融機構局総務課 企画役	漆原 一起

（敬称略）